

# 第8期川場村 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

---

【案】

※サービス見込量等は暫定値

令和3年1月  
川場村

# 目 次

第1部 総論 .....	1
第1章 計画策定にあたって .....	2
1－1 計画策定の背景と目的 .....	2
1－2 計画の位置付け及び期間 .....	3
(1) 法令の根拠 .....	3
(2) 計画の期間 .....	3
1－3 計画の策定体制 .....	3
1－4 関連法の改正のポイント .....	4
(1) 第8期介護保険事業計画に係る基本的な指針 .....	4
(2) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 .....	5
(3) 認知症大綱 .....	6
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題 .....	7
2－1 人口・世帯の現状 .....	7
(1) 高齢者人口の推移 .....	7
(2) 高齢者世帯の現状 .....	8
(3) 高齢者の就労状況 .....	8
2－2 介護保険サービスの利用状況 .....	9
(1) 要支援・要介護認定者数の推移 .....	9
(2) 介護保険サービス費用額 .....	10
(3) 地域分析 .....	11
2－3 アンケート調査結果の概要 .....	15
(1) ニーズ調査結果の概要 .....	16
(2) 在宅介護実態調査結果の概要 .....	21
2－4 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の取組状況 .....	24
(1) 施策別の取組状況 .....	24
(2) 第7期計画に対する介護保険事業の状況（対計画比） .....	25
2－5 高齢者人口・要介護認定数の推計 .....	27
(1) 将来人口 .....	27
(2) 要介護認定者数の推計 .....	29
2－6 計画策定に向けた課題 .....	31
第3章 計画の基本理念・基本目標 .....	33
3－1 基本理念・基本目標 .....	33
3－2 基本目標 .....	33
3－3 施策体系 .....	35
第4章 計画の推進・管理 .....	36
4－1 庁内及び関係機関との連携 .....	36
(1) 庁内の連携 .....	36
(2) 地域や関連団体との連携 .....	36
(3) 地域活動団体同士の連携支援 .....	36
4－2 情報活用と適正管理 .....	37

(1) 計画の周知.....	37
(2) 情報の共有と活用及び情報管理.....	37
<b>4－3 人材育成と適正な人材配置 .....</b>	<b>37</b>
(1) 保健・福祉従事者の育成 .....	37
(2) 担当職員の育成・配置 .....	37
<b>II 各 論 .....</b>	<b>38</b>
<b>第1章 地域包括ケア体制づくり.....</b>	<b>39</b>
<b>1－1 支え合いの地域づくり .....</b>	<b>40</b>
(1) 支え合いの地域づくり .....	40
(2) ボランティア活動の推進.....	40
(3) 地域や関連団体との連携 .....	41
<b>1－2 認知症ケア体制の充実 .....</b>	<b>42</b>
(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発 .....	42
(2) 認知症の容態に応じた適宜・適切な医療及び介護等の提供 .....	42
(3) 認知症の人や介護者への支援 .....	42
(4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり .....	42
<b>1－3 在宅医療と介護の連携 .....</b>	<b>43</b>
<b>1－4 住み慣れた地域で過ごせるむらづくり.....</b>	<b>44</b>
(1) 住まい・住まい方の支援 .....	44
(2) 利用しやすい公共公益施設 .....	45
<b>1－5 防災・感染症対策 .....</b>	<b>46</b>
(1) 防災対策の充実 .....	46
(2) 感染症対策 .....	46
<b>1－6 安心・安全なむらづくり .....</b>	<b>47</b>
(1) 防犯対策の充実 .....	47
(2) 消費者啓発 .....	47
(3) 交通安全対策の強化 .....	47
<b>第2章 生きがいづくりの応援 .....</b>	<b>48</b>
<b>2－1 生きがい・地域活動の支援 .....</b>	<b>48</b>
(1) スポーツ・生涯学習活動の促進 .....	48
(2) 高齢者の地域活動の充実 .....	49
<b>第3章 健康管理・健康づくりの推進.....</b>	<b>50</b>
<b>3－1 健康管理 .....</b>	<b>50</b>
<b>3－2 健康づくり .....</b>	<b>51</b>
<b>第4章 介護予防・生活支援の強化（地域支援事業） .....</b>	<b>52</b>
<b>4－1 地域包括支援センターを中心とした支援体制の強化 .....</b>	<b>53</b>
(1) 総合相談支援業務 .....	53
(2) 権利擁護業務 .....	53
(3) 介護予防ケアマネジメント .....	53
(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務 .....	54
(5) 地域ケア会議の充実 .....	54
(6) 生活支援コーディネーターの設置 .....	54
(7) 協議体の設置 .....	55
(8) 地域包括支援センター運営の基本方針 .....	55

<b>4－2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進</b>	56
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	56
(2) 一般介護予防事業	58
<b>4－3 任意事業の推進</b>	60
(1) 介護給付等費用適正化事業	60
(2) 家族介護支援事業	60
(3) その他の事業	61
(4) 介護保険事業以外の暮らしの支援	62
<b>第5章 介護給付等サービス計画</b>	63
<b>5－1 介護予防給付・介護給付サービスの基本方針</b>	64
(1) 介護予防給付サービスの基本方針	64
(2) 介護給付サービスの基本方針	64
(3) 介護保険施設・居住系サービスの整備計画	65
<b>5－2 日常生活圏域の設定と地域密着型サービスの基盤整備方針</b>	66
(1) 日常生活圏の設定と基本方針	66
(2) 川場村における地域密着型サービスの基盤整備	66
<b>5－3 介護保険サービスの概要と利用見込み</b>	67
(1) 要介護認定者数の推計	68
(2) 居宅サービス概要と利用見込み	69
(3) 地域密着型サービス概要と利用見込み・整備計画	72
(4) 施設・居住系サービスの利用見込み・整備計画	74
<b>5－4 介護給付等の適正化への取組及び目標設定（市町村介護給付適正化計画）</b>	76
<b>5－5 持続可能なサービス提供基盤の充実</b>	77
(1) サービスの質の向上	77
(2) 介護人材の確保に向けた取組の推進	77
(3) 共生型サービスの検討	78
<b>III 介護保険事業費の見込み</b>	79
<b>第1章 介護保険事業費等の見込み（暫定値）</b>	80
<b>1－1 介護保険事業費等の見込み</b>	80
(1) 介護給付費の見込み	81
(2) 地域支援事業費の見込み	82
(3) 総費用額の見込み	83
<b>1－2 第1号被保険者の保険料の設定</b>	86

# **第1部 総論**

---

# 第1章 計画策定にあたって

## 1－1 計画策定の背景と目的

本村の65歳以上人口は増加し続けておきましたが、令和4～7年頃をピークに減少に転じると推計されています。一方、総人口の減少が進むことから、高齢化率は上昇が続き、令和22年（2040）には、村民の5人に2人が65歳以上になると推計されています。また、今後も後期高齢者は増加し続けることから、一人暮らしの高齢者や認知症の方、要介護の高齢者が増加し、医療や介護、生活支援の需要が更に増加すると予測されます。

本村は、平成30年3月に「第7期川場村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）」を策定し、第5期計画（平成24年度～26年度）から取り組んでいる『地域包括ケアシステム』の進化・推進を図るため、高齢化の進行を踏まえた施策の推進に取り組んできました。

一方、国では介護保険制度について、介護予防・健康づくりの推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新の観点から、見直しを進めています。また、市町村に対しては、団塊の世代の全ての人が75歳以上となる令和7年（2025）とともに、現役世代が急減する令和22年（2040）の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることを求めています。

このような国の方針を踏まえつつ、令和7年（2025）と令和22年（2040）の双方を念頭に、人生100年時代に対応した、高齢者がいつまでも元気に、また安心して暮らすことのできるむらづくりを推進するため、「第8期川場村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～5年度）」を策定し、地域共生社会の実現とともに、『地域包括ケアシステム』の深化を目指した施策を推進します。

この計画は、こうした背景を踏まえながら、第7期計画の成果と残った課題について検証を行うとともに、高齢者福祉行政や介護保険制度を取り巻く動向や高齢社会における課題を十分に検討し、今後3年間に取り組むべき施策・事業、数値目標などを明らかにするために策定するものです。

## 1 – 2 計画の位置付け及び期間

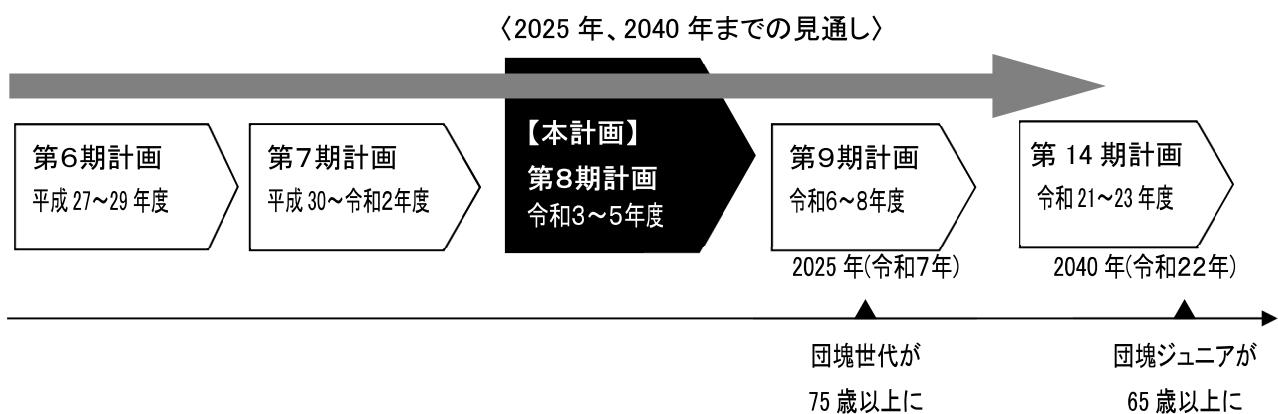
### (1) 法令の根拠

「高齢者福祉計画（老人福祉計画）」は、老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）第 20 条の 8 における法定計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 117 条における法定計画です。

なお、「高齢者保健計画（老人保健計画）」は、平成 20 年施行の老人保健法全面改正に伴い、市町村の策定義務がなくなりました。しかしながら、高齢者の保健と福祉は密接に関連するものであることから、本村においては、高齢者保健施策の視点を含めた計画として策定するものです。

### (2) 計画の期間

本計画は、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 か年とし、以降 3 年ごとに見直しを行います。



## 1 – 3 計画の策定体制

本計画は、65 歳以上の村民（※要介護 1～5 を除く）及び要介護認定者（要介護 1～5）の在宅生活者を対象としたアンケート調査を実施するとともに、被保険者・各種関係機関で構成する策定委員会において、村民参画の下で策定しました。

## 1 – 4 関連法の改正のポイント

---

### (1) 第8期介護保険事業計画に係る基本的な指針

介護保険法において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。

都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

国は、第8期介護保険事業計画において記載を充実する事項として、次の7項目をあげています。

#### 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

#### 2 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

#### 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定 等

#### 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載 等

#### 5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。） 等

#### 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載 等

#### 7 災害や感染症対策に係る体制整備

○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

出典：社会保障審議会 介護保険部会（第91回 令和2年7月27日）資料

## (2) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

地域共生社会の実現を図るため、地域 住民 の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるため、「社会福祉法」等の一部が改正されました。

### 【改正の概要（介護保険関連）】

#### 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

##### 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う。新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

#### 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

##### 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

#### 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

##### 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報の安全性を担保しつつ提供することができることする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

#### 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

##### 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るために見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、更に5年間延長する。

### (3) 認知症大綱

これまでの認知症施策を更に強力に推進するため、令和元年に、認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。同大綱では、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、次の5点を柱に掲げています。

#### ① 普及啓発・本人発信支援

- ・認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の人本人からの発信支援に取り組むこと

#### ② 予防

- ・研究機関、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、認知症の予防に関する調査研究を推進すること
- ・認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進すること

#### ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見、早期対応に向けて、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センターなどの更なる質の向上や連携の強化を推進すること
- ・介護サービス基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上に取り組むこと
- ・介護者の負担軽減のため認知症カフェなどを推進すること

#### ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進すること
- ・若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性認知症の人への支援を推進すること
- ・地域支援事業の活用等により、認知症の人の社会参加活動を促進すること

#### ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

- ・国が中心となって、地方公共団体と連携しながら、認知症の予防法やリハビリテーション、介護モデル等に関する調査研究の推進に努めること

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

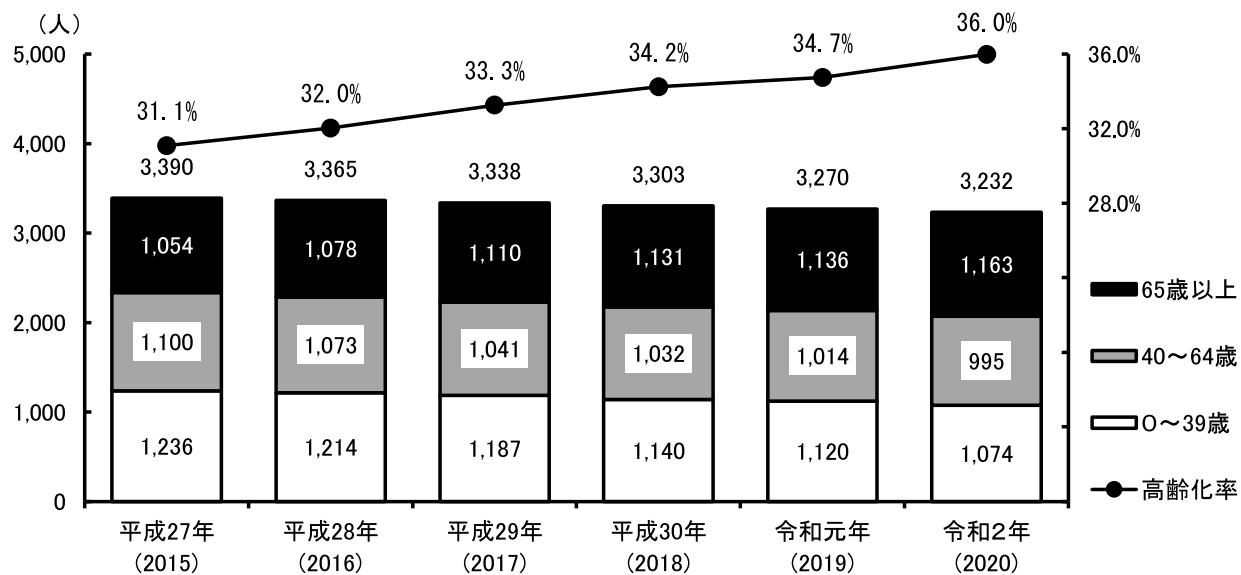
### 2-1 人口・世帯の現状

#### (1) 高齢者人口の推移

本村の総人口は減少が続いている一方で、高齢者人口は増加しており、高齢化率（総人口に対する65歳人口の割合）は上昇し続けています。

令和2年10月現在、高齢者人口は1,163人、高齢化率は36.0%となっています。

■年齢3区分別人口の推移

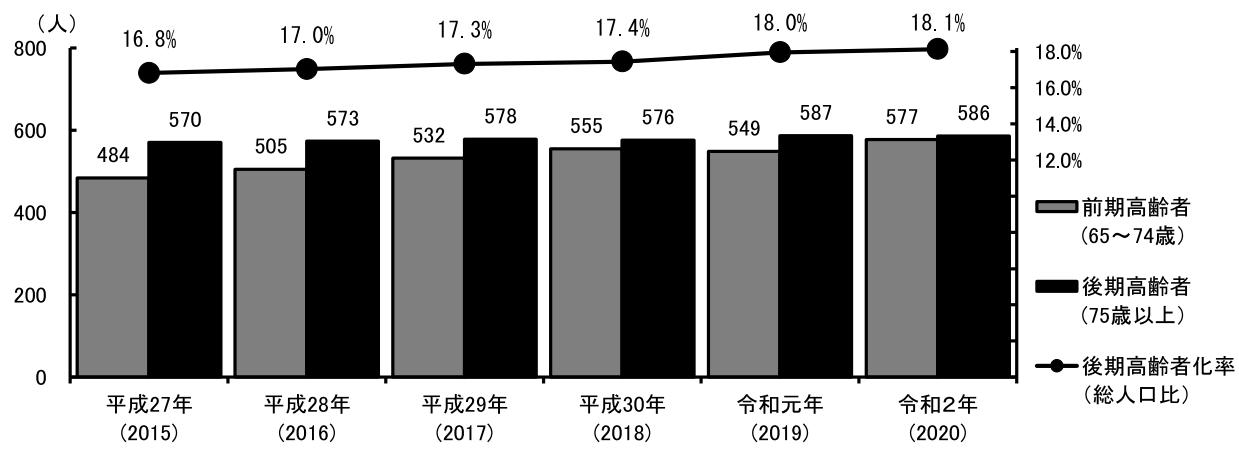


出典：住民基本台帳人口（各年10月1日）

高齢者人口の推移を前後期別にみると、前期高齢者よりも後期高齢者人口が上回っているものの、後期高齢者は横ばいで推移している一方で、前期高齢者は増加しています。

令和2年10月現在、前期高齢者は577人、後期高齢者は586人、後期高齢者比率（総人口比）は18.1%となっています。

■前後期別高齢者人口の推移

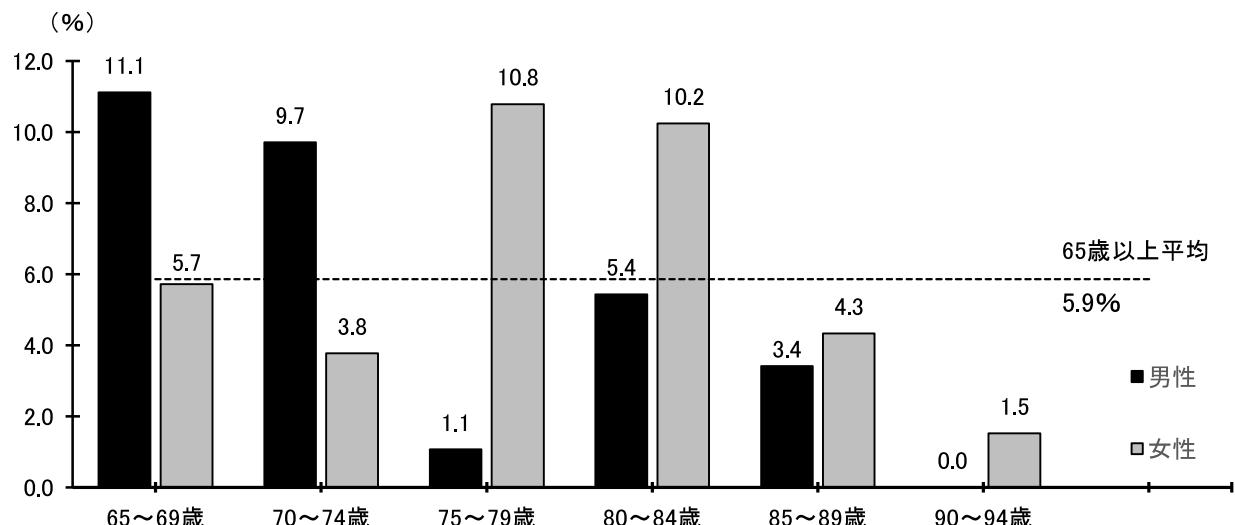


出典：住民基本台帳人口（各年10月1日）

## (2) 高齢者世帯の現状

男女別年齢区分別の高齢者単身世帯（高齢者人口に対する単身高齢者人口）の割合は、65歳以上全体では5.9%、男性は65～74歳での割合が高く、女性は75～84歳での割合が高くなっています。

### ■年齢別単身世帯比率

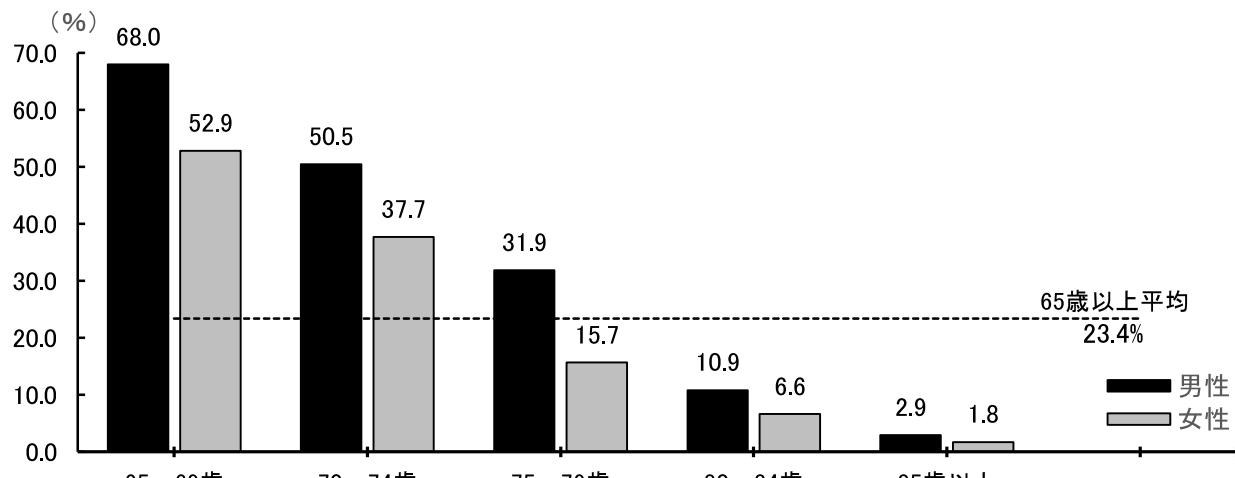


出典：総務省「国勢調査」(平成27年10月1日)

## (3) 高齢者の就労状況

男女別年齢区分別の就労割合は、65歳以上全体では23.4%、65～69歳では、男性が68.0%、女性が52.9%、70～74歳では、男性が50.5%、女性が37.7%です。

### ■年齢別就労割合



出典：総務省「国勢調査」(平成27年10月1日)

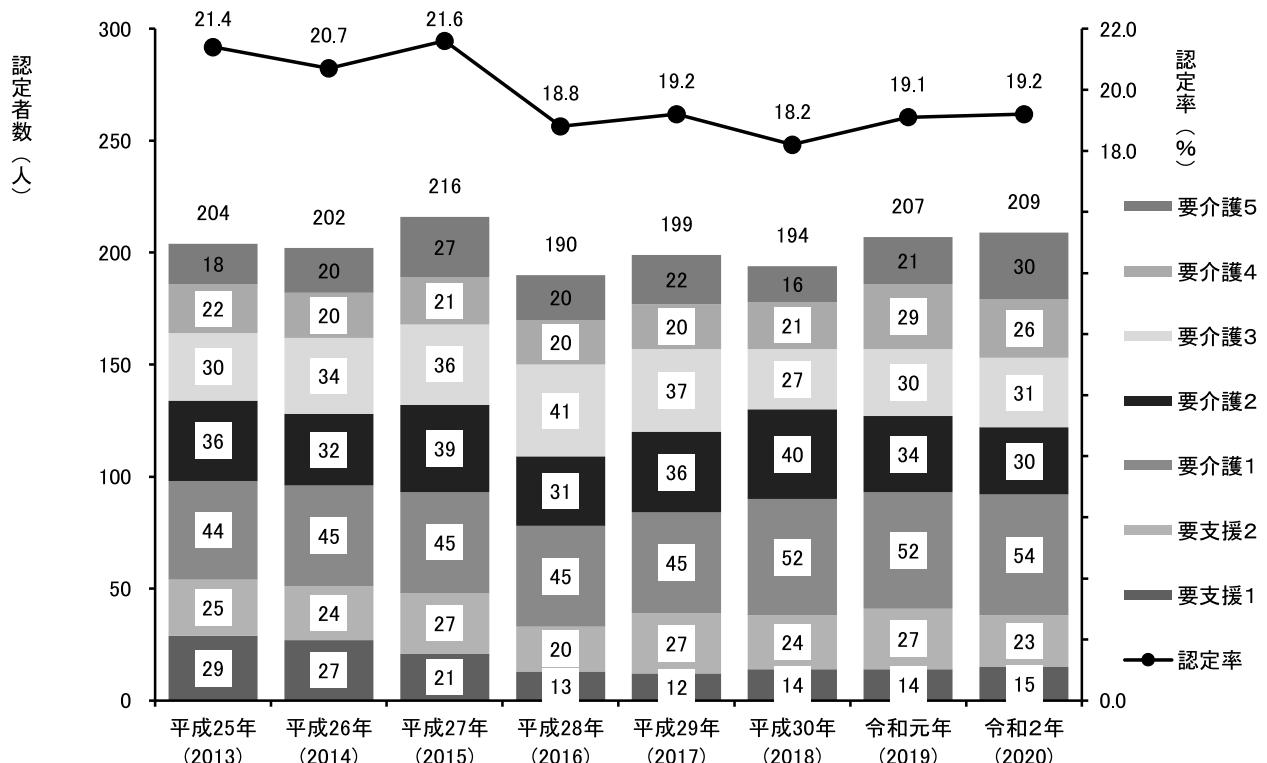
## 2-2 介護保険サービスの利用状況

### (1) 要支援・要介護認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は、平成28年に減少しましたが、以降増加傾向にあり、令和2年3月末時点で209人となっています。

また、認定率は19%前後で推移しており、令和2年3月現在19.2%で、群馬県平均、全国平均よりも高くなっています。

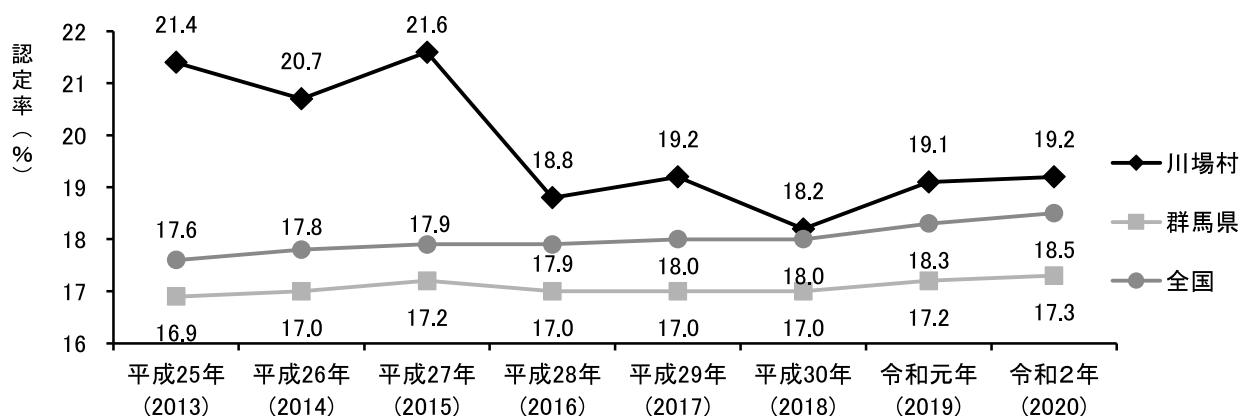
■要介護・要支援認定者数の推移



※認定率:第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者(第2号被保険者を除く)の割合。

出典:地域包括ケア「見える化システム」(各年3月末)

■要介護認定率の推移



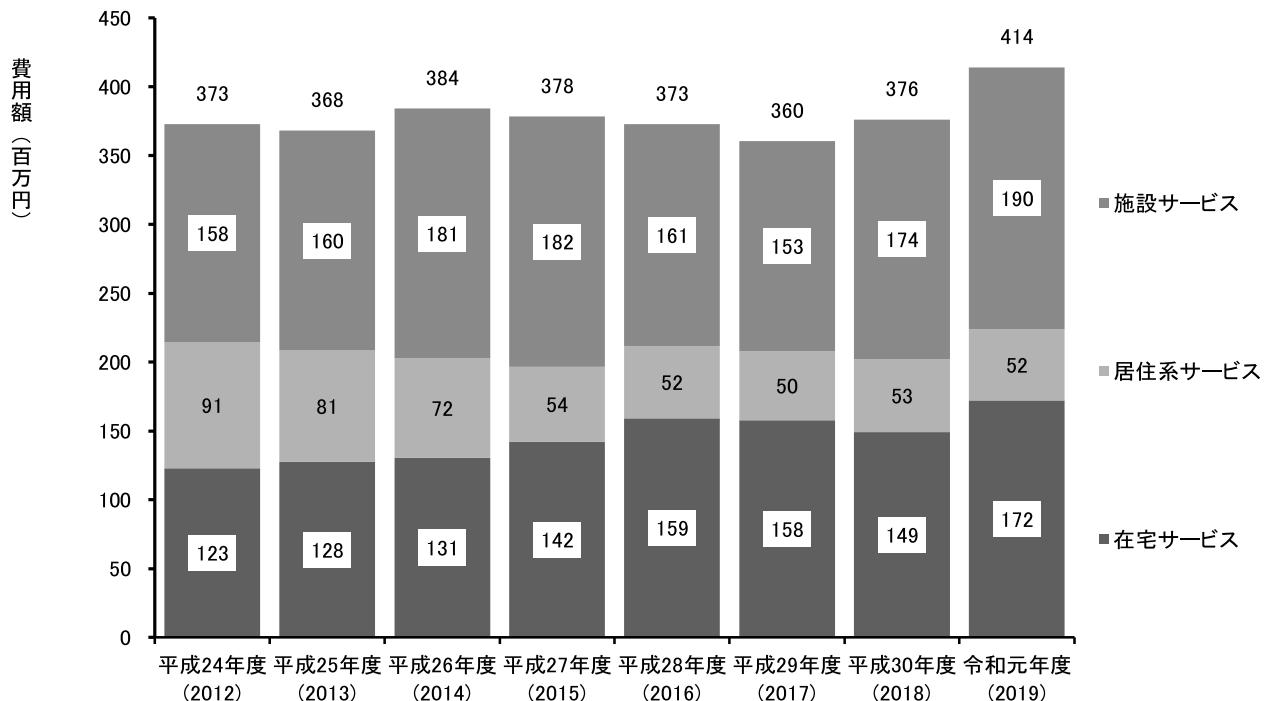
※認定率:第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者(第2号被保険者を除く)の割合。

出典:地域包括ケア「見える化システム」(各年3月末)

## (2) 介護保険サービス費用額

費用額の推移をみると、平成26年度から平成29年度の間は減少していましたが、平成29年度以降増加に転じ、令和元年度は414百万円となっています。また、同様に1人当たりの費用額は増加傾向にあり、令和元年度は、全国平均よりも7千円高くなっています。

### ■費用額の推移

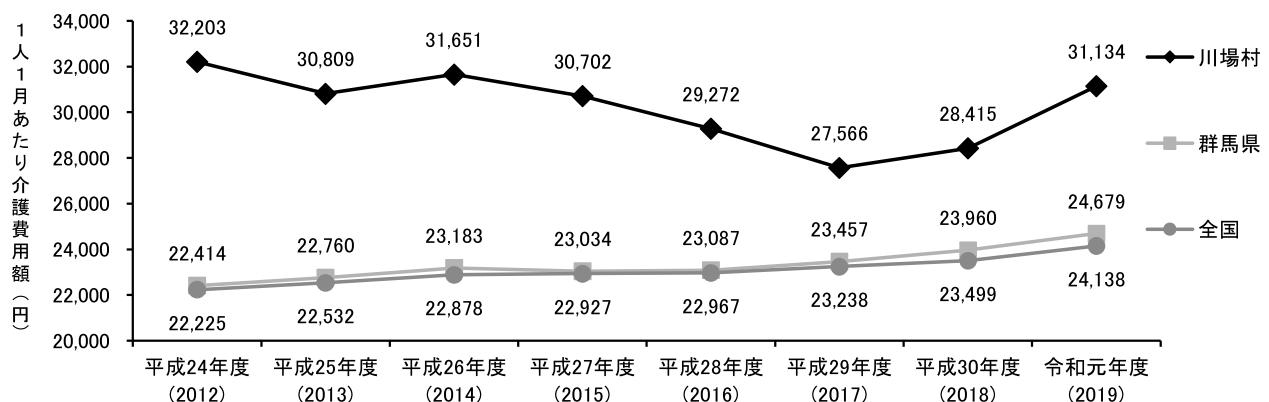


※居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

施設サービス：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

出典：地域包括ケア「見える化システム」

### ■1人当たり費用額の比較（県・全国）



※第1号被保険者1人1月あたり介護費用額：介護費用総額を第1号被保険者数で除した金額

出典：地域包括ケア「見える化システム」

### (3) 地域分析

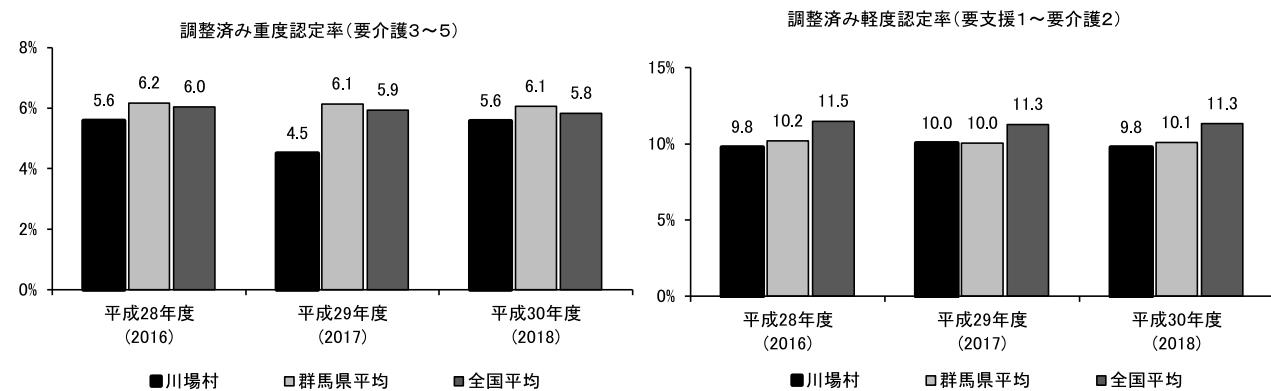
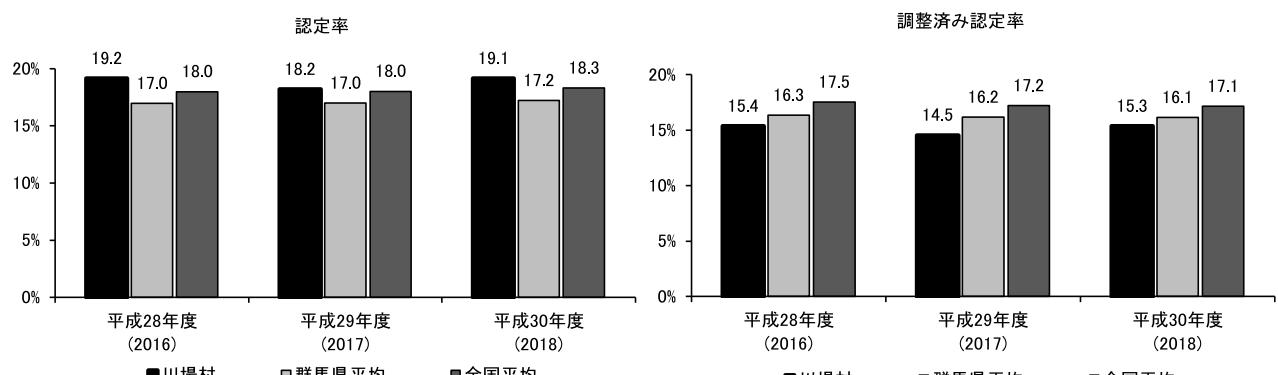
#### ①調整済み認定率の比較

本村の認定率は、群馬県平均、全国平均よりも高くなっていますが、「調整済み認定率」は県平均・全国平均よりも低くなっています。

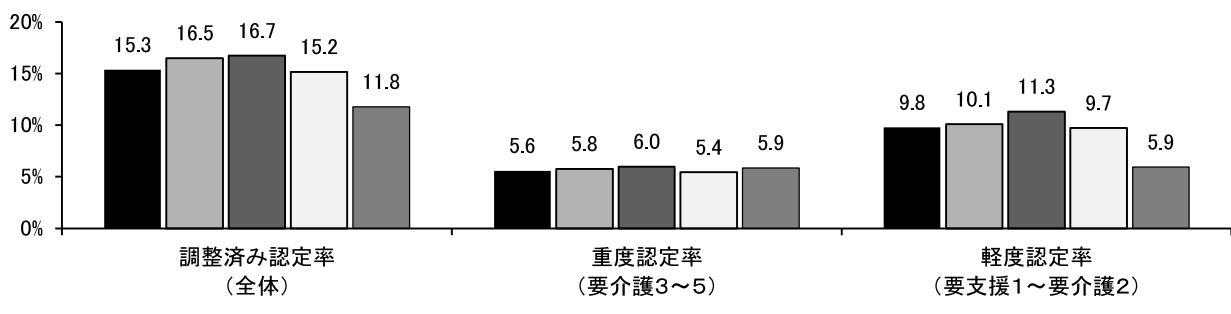
また、近隣市町村と「調整済み認定率」を比較すると、片品村に次いで低くなっています。

※調整済み認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味します。一般的に、後期高齢者の認定率は前期高齢者のそれよりも高くなることから、第1号被保険者の性・年齢別人口構成が同じになるよう調整することで、地域間・時系列で比較がしやすくなります。

#### ■調整済み認定率（県・国比較）



#### ■調整済み認定率（近隣比較）



出典：地域包括ケア「見える化システム」(令和元年度)

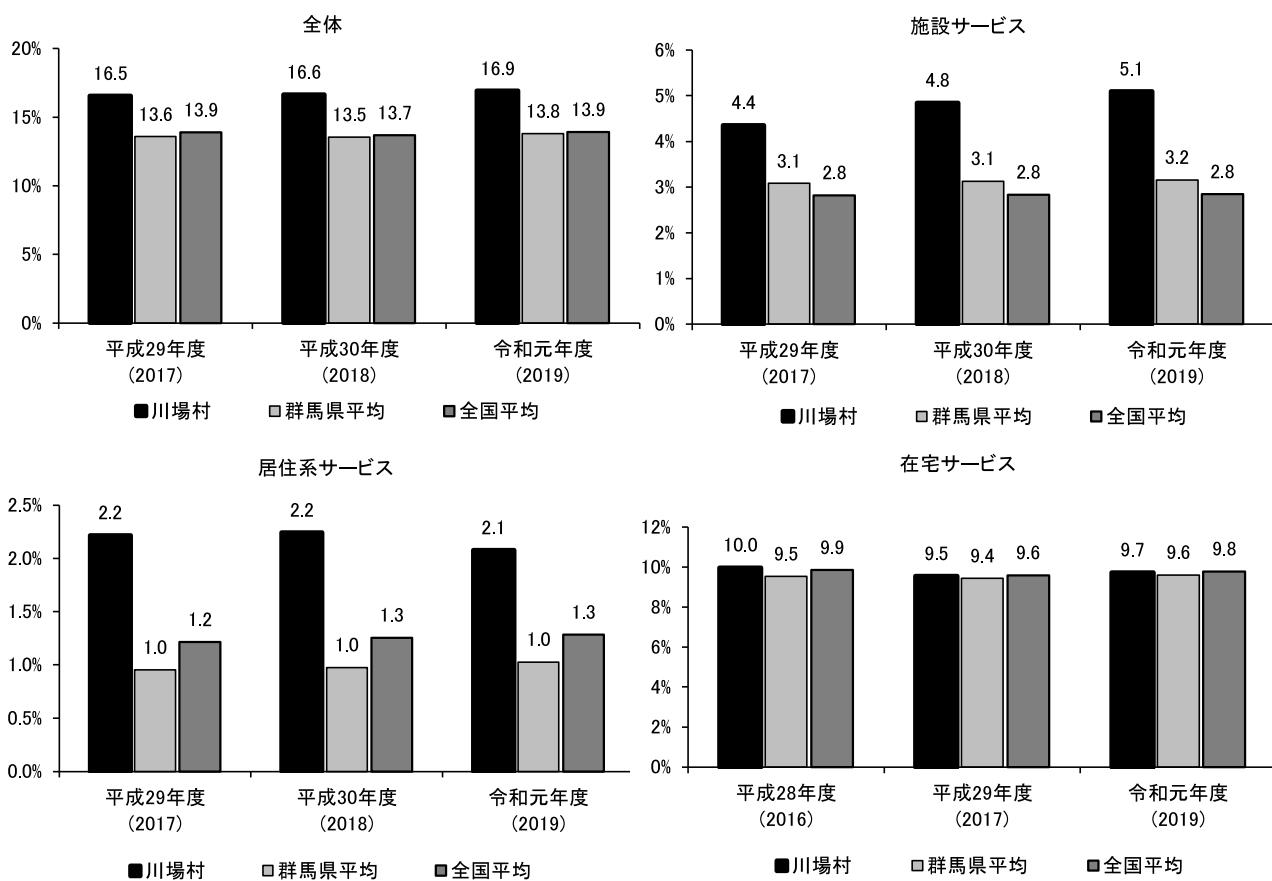
### ③受給率の比較

本村の受給率（※）は、群馬県平均、全国平均と比較すると、全体、施設サービス、居住系サービスが高くなっています。

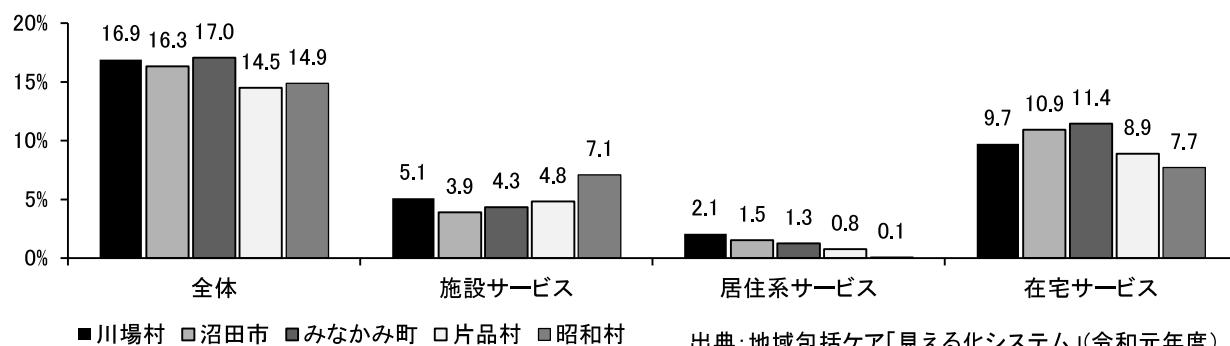
また、近隣市町村と受給率を比較すると、全体では沼田市に次いで高く、居住系サービスは最も高くなっています。

※サービスの受給者数を第1号被保険者で除した値(百分率)。

#### ■受給率の比較



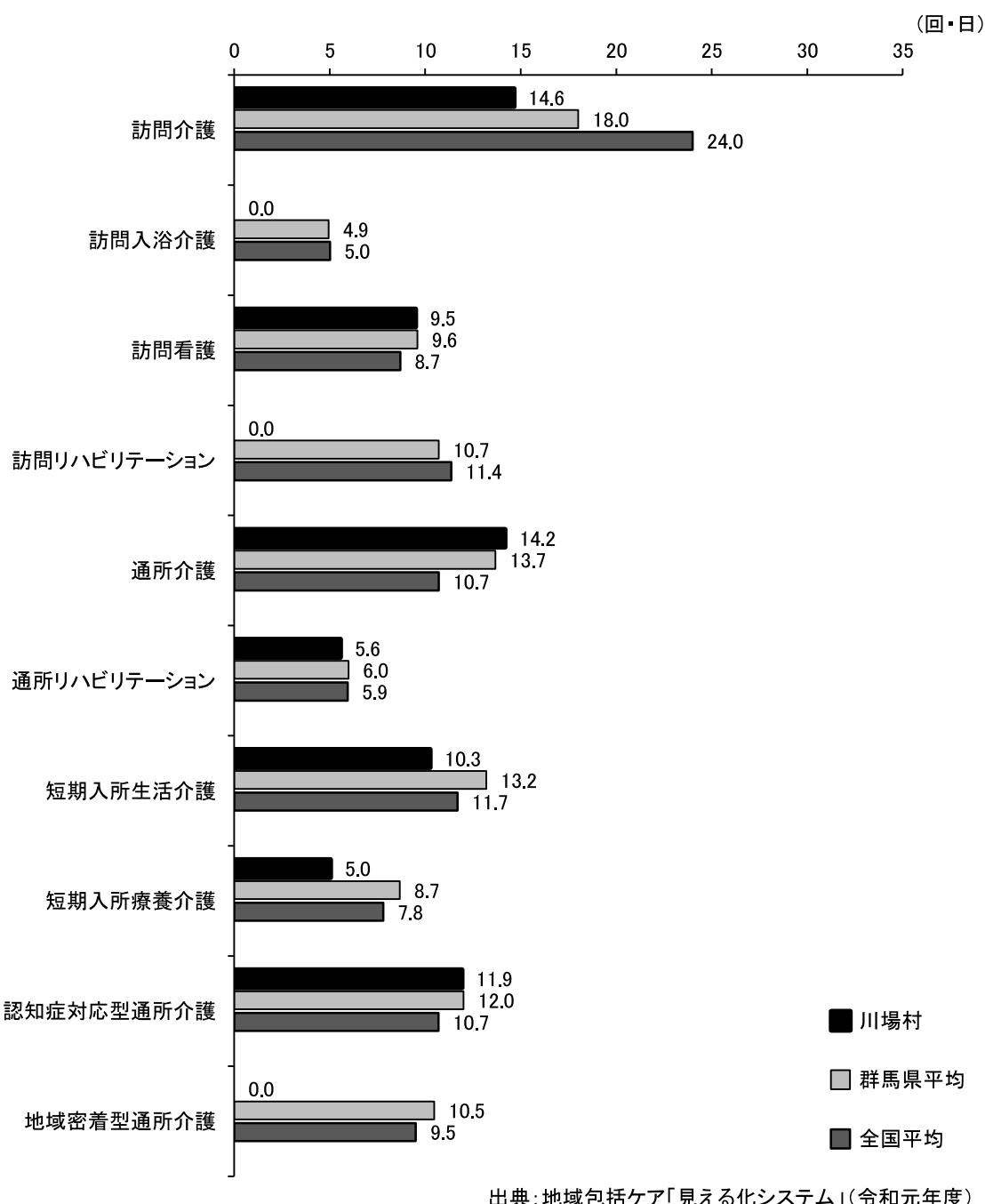
#### ■受給率（近隣比較）



出典:地域包括ケア「見える化システム」(令和元年度)

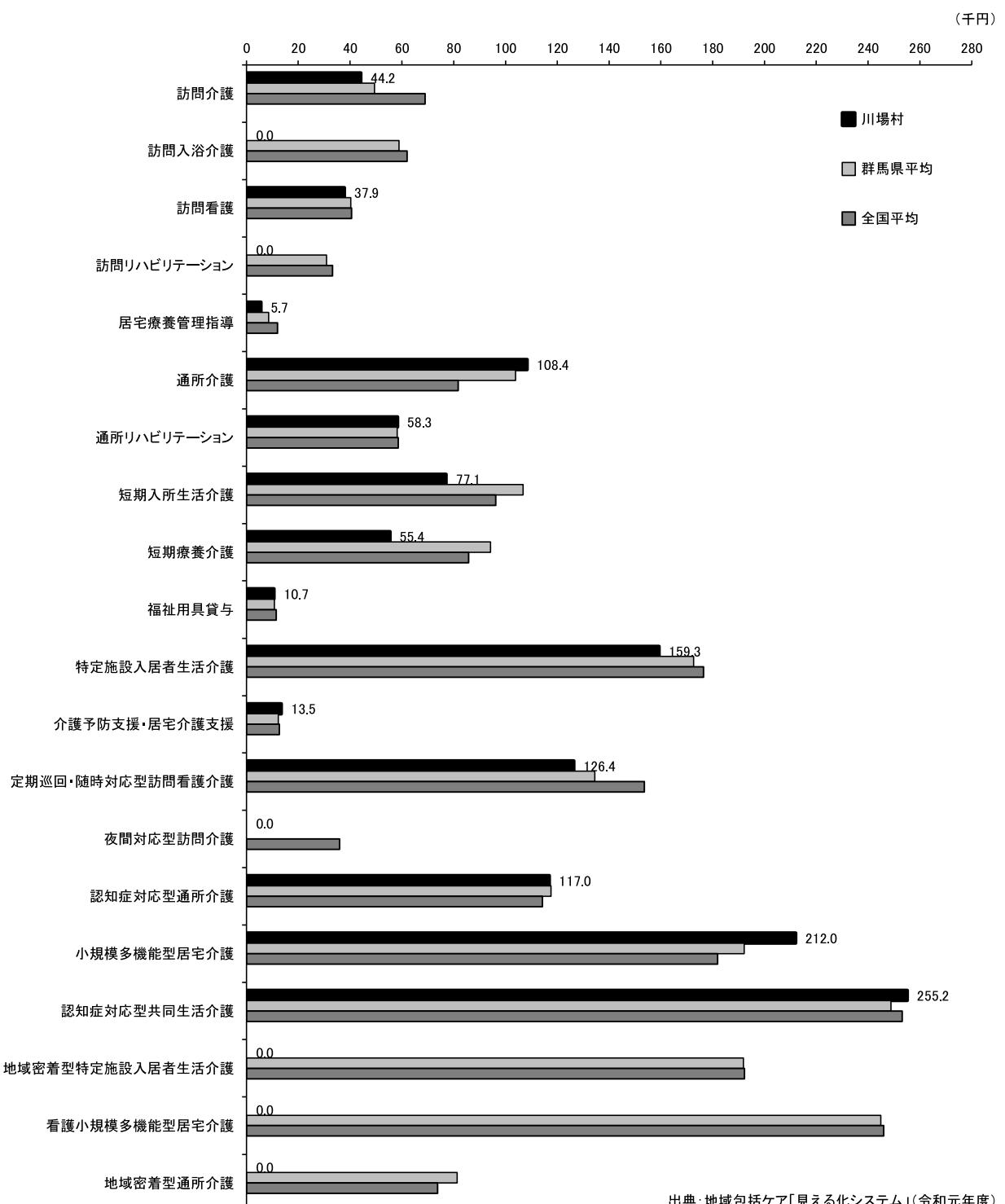
### ③受給者 1人当たり利用日数・回数（県・全国比較）

1人当たり利用回数・日数をみると「通所介護」は、県平均・国平均を上回っていますが、他のサービスは全体的に低く、特に「訪問介護」は大きく下回っています。



#### ④サービス別 1人当たり給付月額

1人当たりの給費月額が高いサービスは「認知症対応型共同生活介護」「小規模多機能型居宅介護」「特定施設入居者生活介護」の順です。



## 2 – 3 アンケート調査結果の概要

---

### ①アンケート調査の種類と対象

#### 1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ・要介護認定を受けていない 65 歳以上の村民
- ・要支援 1、要支援 2 の要介護認定を受けている在宅生活者

#### 2) 在宅介護実態調査

- ・要介護認定（要介護 1～5）を受けている在宅生活者

### ②調査（配布）の方法・時期

- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・配布回収時期：令和 2 年 8 月

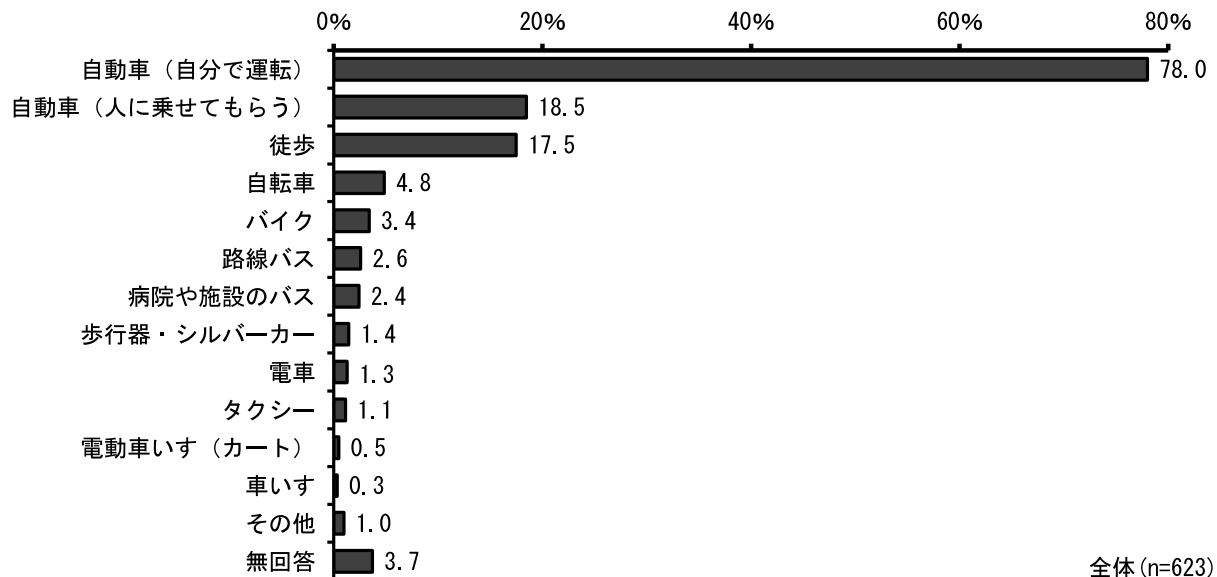
### ③アンケート票配布数と回収状況

	配布数	回収数（率）	
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	938	623	66.4%
在宅介護実態調査	78	53	67.9%

## (1) ニーズ調査結果の概要

### ● 「自分で運転」の割合が高いことから、免許返納後の移動手段の確保が必要

- 「自動車（自分で運転）」の割合が78.0%と最も高く、次いで「自動車（人に乗せてもらう）」が18.5%、「徒歩」が17.5%です。

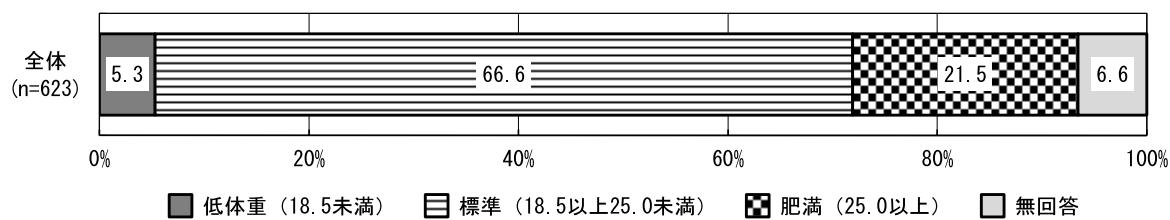


### ● 体重管理や健康づくり支援が必要

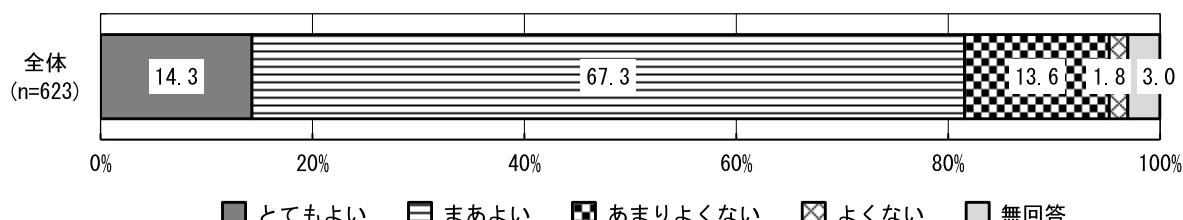
- BMIは、「低体重（18.5未満）」が5.3%、一方、「肥満（25.0以上）」が21.5%です。

※ BMI（ボディマス指数）：体重と身長の関係から肥満度を表す体格指数

$$B M I = \text{体重 (kg)} \div (\text{身長 (m)} \times \text{身長 (m)})$$

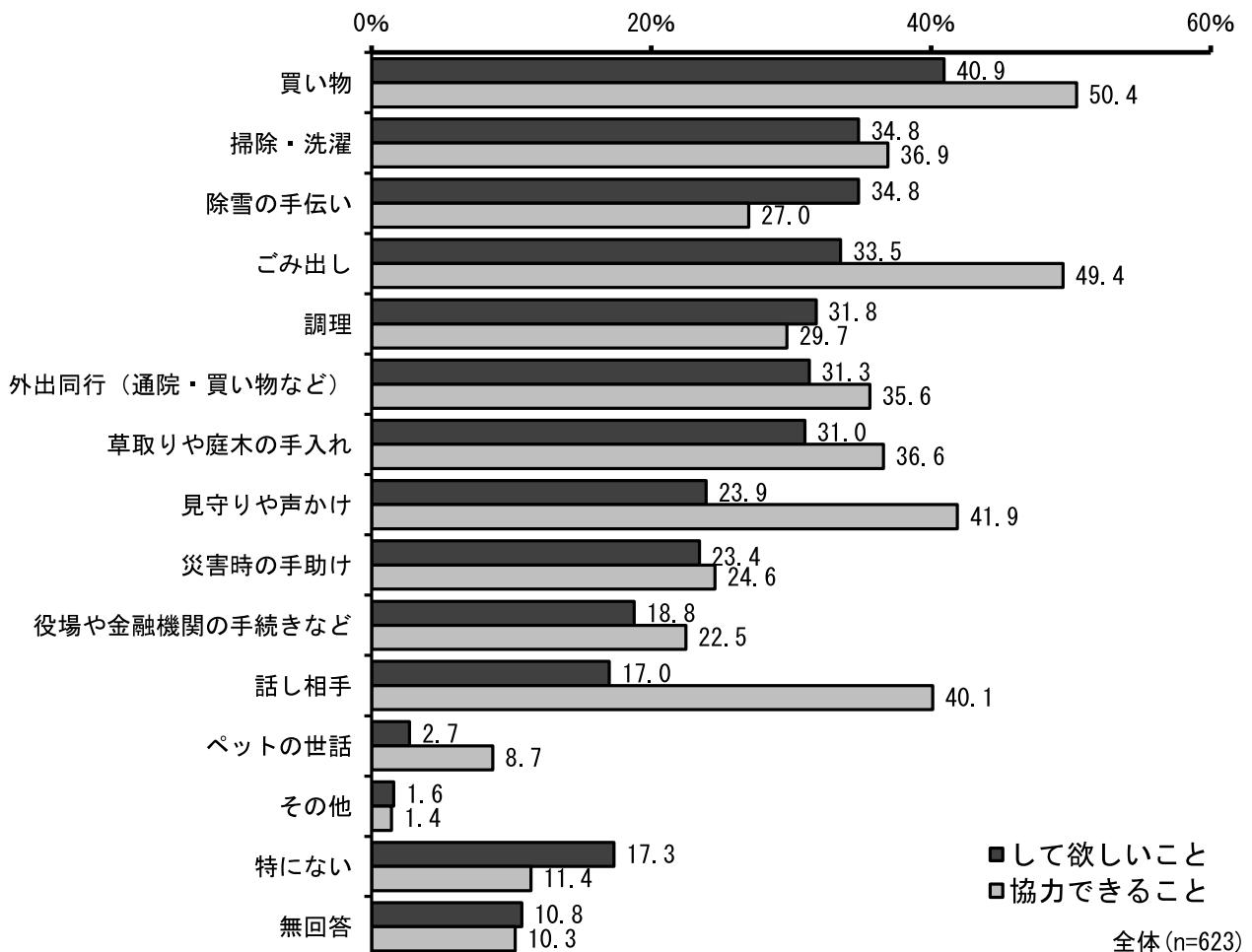


- 「とてもよい」が14.3%、「まあよい」が67.3%で、合わせた割合は81.6%です。一方、「あまりよくない」が13.6%、「よくない」が1.8%で、合わせた割合は15.4%となっています。



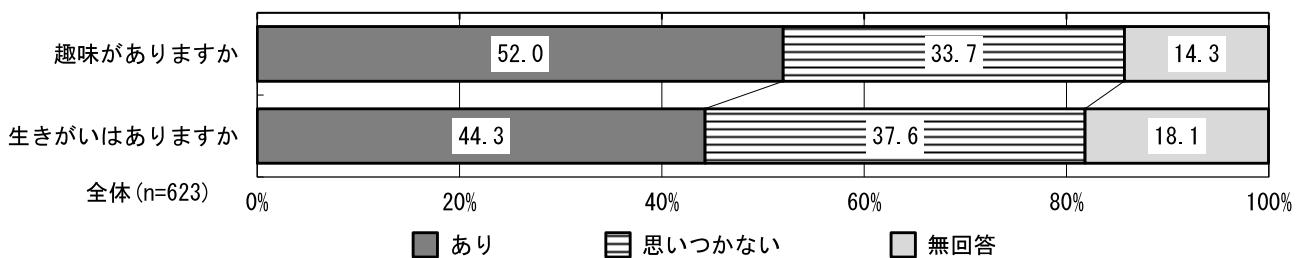
## ● 「協力できる力」と「手助けを必要としている人」との橋渡しが必要

- ・して欲しいことは、「買い物」の割合が40.9%と最も高く、次いで「掃除・洗濯」「除雪の手伝い」がともに34.8%、「ごみ出し」が33.5%、「調理」が31.8%の順です。一方、「特にない」は17.3%となっています。
- ・協力できることは、「買い物」の割合が50.4%と最も高く、次いで「ごみ出し」が49.4%、「見守りや声かけ」が41.9%、「話し相手」が40.1%の順です。一方、「特にない」は11.4%となっています。



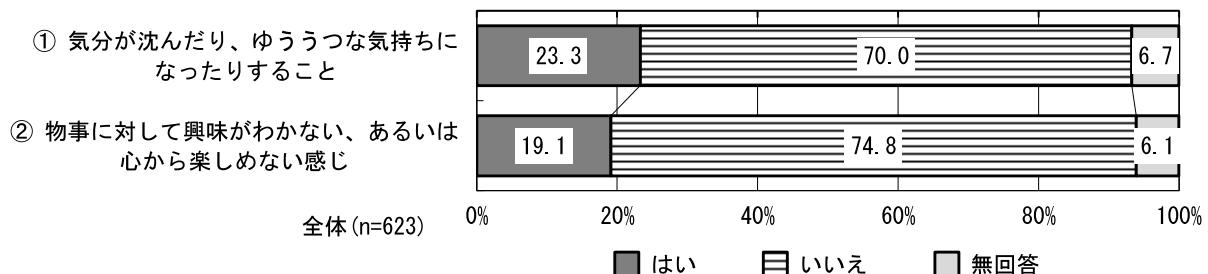
## ●介護予防や健康づくりとあわせて趣味や生きがいづくり支援も重要

- ・「あり」の割合は、『趣味』が52.0%、『生きがい』が44.3%です。
- ・「趣味あり」や「生きがいあり」の割合は、年齢とともに低くなる傾向にあります。また、主観的幸福感が高いほど「あり」の割合が高くなる傾向がみられます。

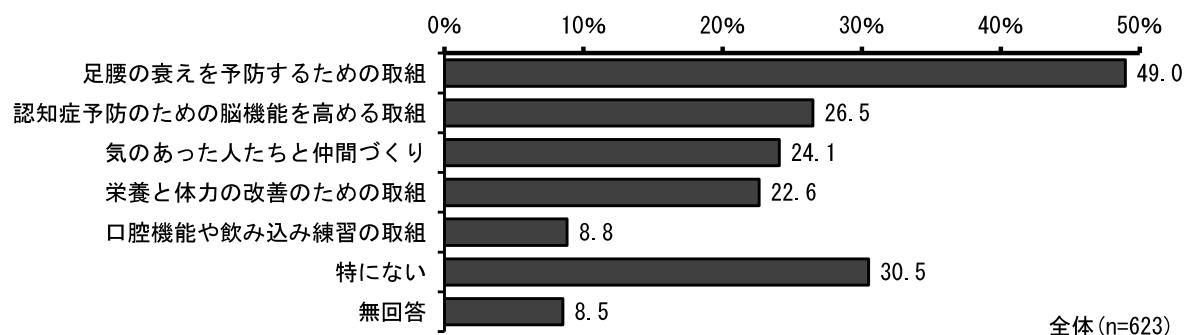


## ● こころの健康を含めた介護予防が必要

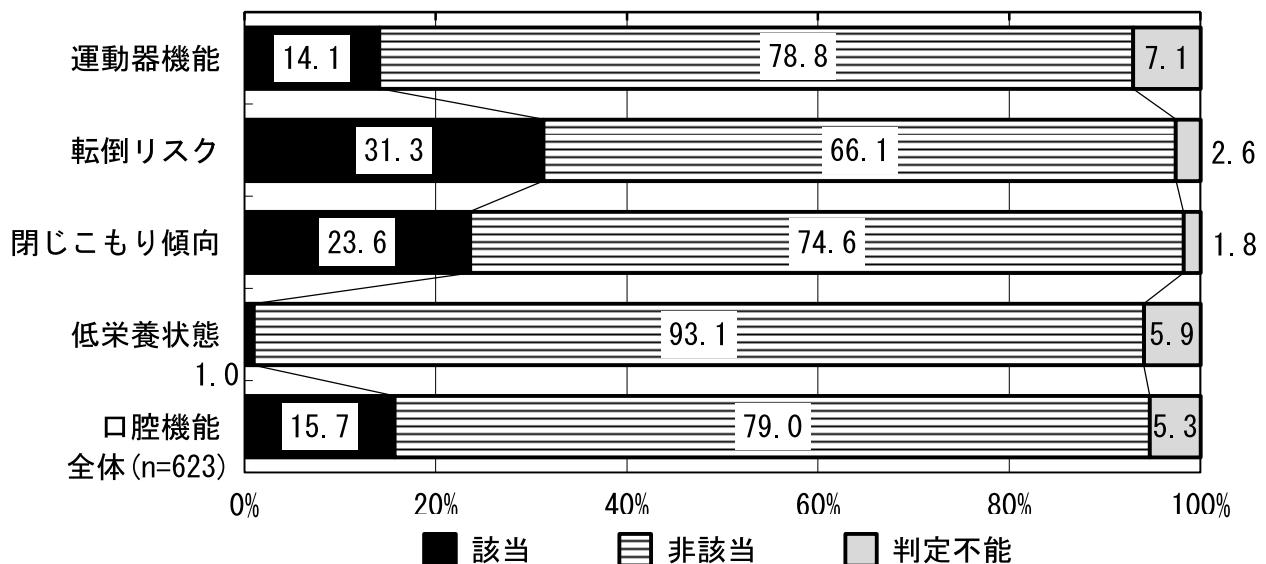
- この1か月間の心の健康について、『気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすること』があった割合は23.3%、『どうしても物事に対して興味がわからない、あるいは心から楽しめない感じ』があった割合は19.1%です。



- 生活機能の低下を予防するため取り組みたいことは、「足腰の衰えを予防するための取組」の割合が49.0%と最も高く、次いで「特にない」が30.5%、「認知症予防のための脳機能を高める取組」が26.5%、「気のあった人たちと仲間づくり」が24.1%の順です。

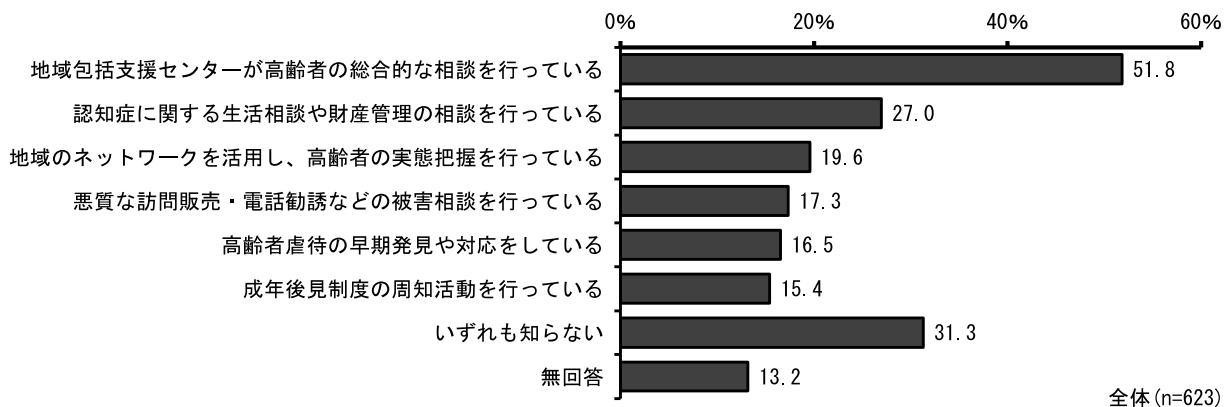


- 生活機能評価をみると、「該当（リスクあり）」の割合は、「転倒リスク」（31.3%）、「閉じこもり傾向」（23.6%）での割合が高くなっています。



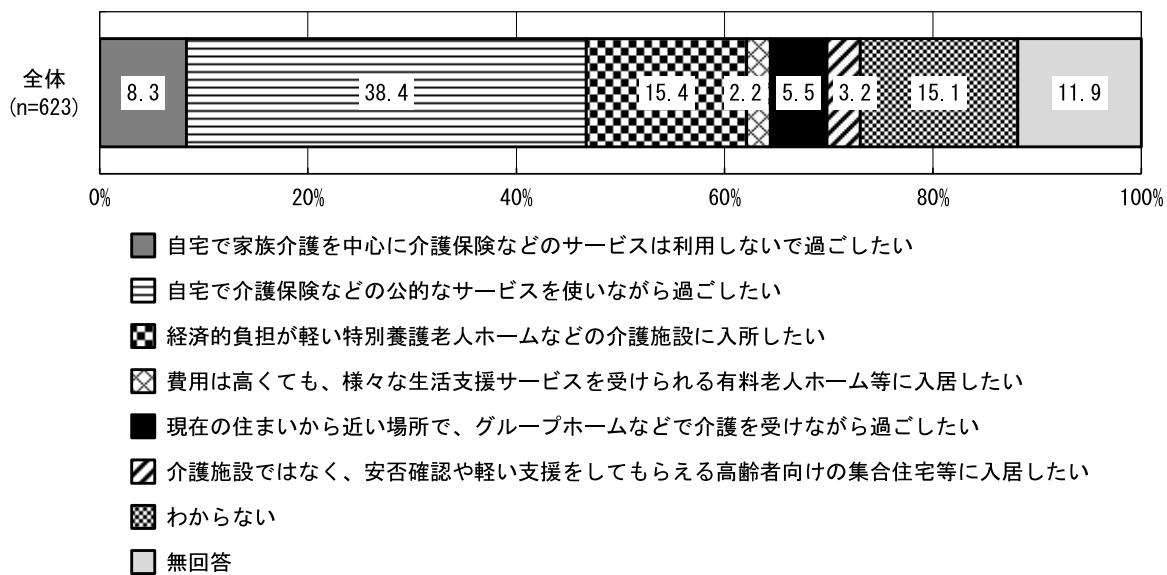
## ● 「地域包括支援センター」等の相談窓口について更なる周知が必要

- ・地域包括支援センターについて「いずれも知らない」の割合は31.3%です。



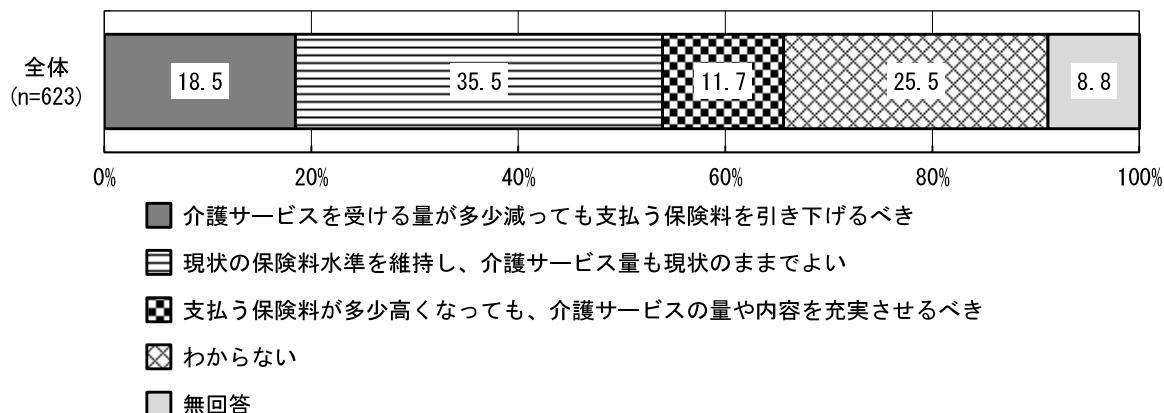
## ● 半数の人は介護が必要となっても「自宅」で過ごすことを望んでいる

- ・「自宅で介護保険などの公的なサービスを使いながら過ごしたい」の割合が38.4%と最も高く、次いで「経済的負担が軽い特別養護老人ホームなどの介護施設に入所したい」が15.4%、「自宅で家族介護を中心に関護保険などのサービスは利用しないで過ごしたい」が8.3%、「現在の住まいから近い場所で、グループホームなどで介護を受けながら過ごしたい」が5.5%のとなっています。



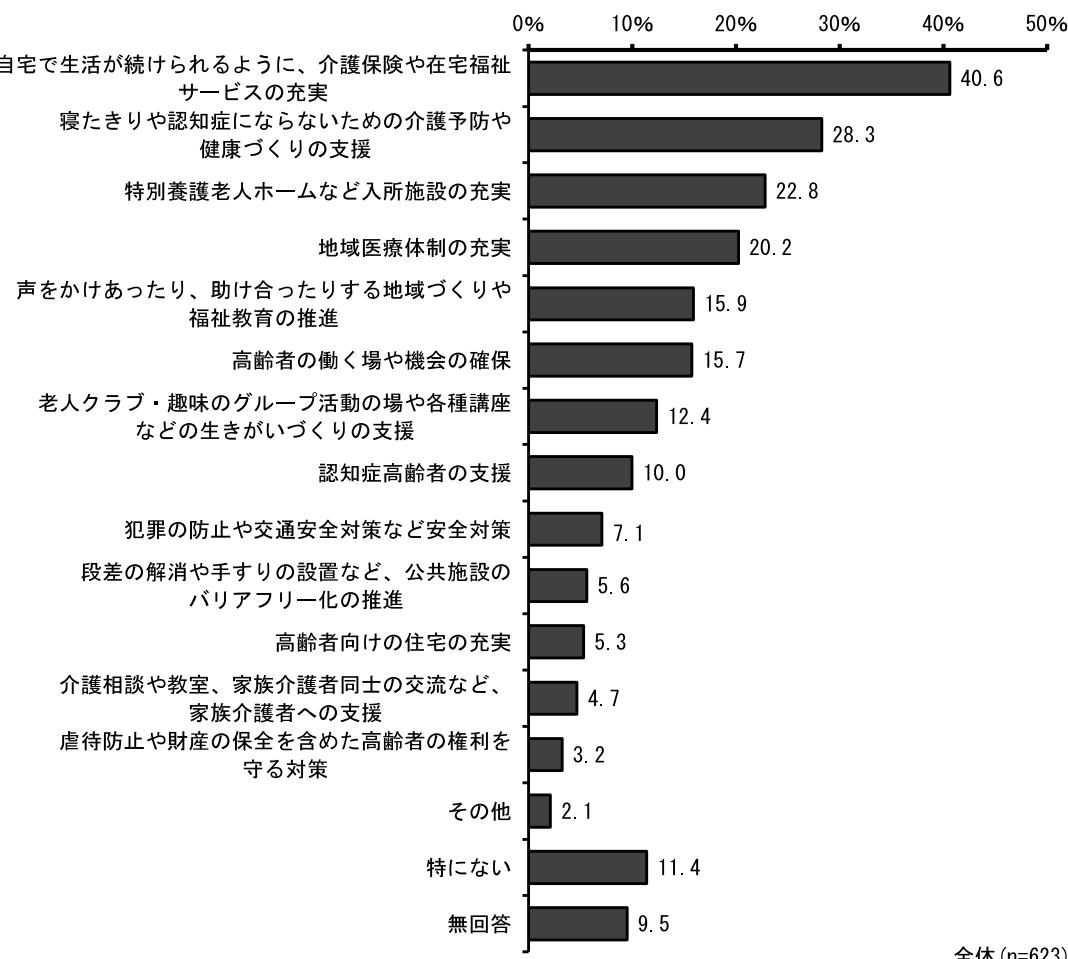
## ●現状水準の保険料とサービス量を望む声が多い

- 介護保険料と介護サービスの整備のあり方は、「現状の保険料水準を維持し、介護サービス量も現状のままでよい」の割合が35.5%と最も高く、次いで「介護サービスを受ける量が多少減っても支払う保険料を引き下げるべき」が18.5%、「支払う保険料が多少高くなあっても、介護サービスの量や内容を充実させるべき」が11.7%の順です。



## ●在宅福祉サービスの充実を求める声が多くなっている

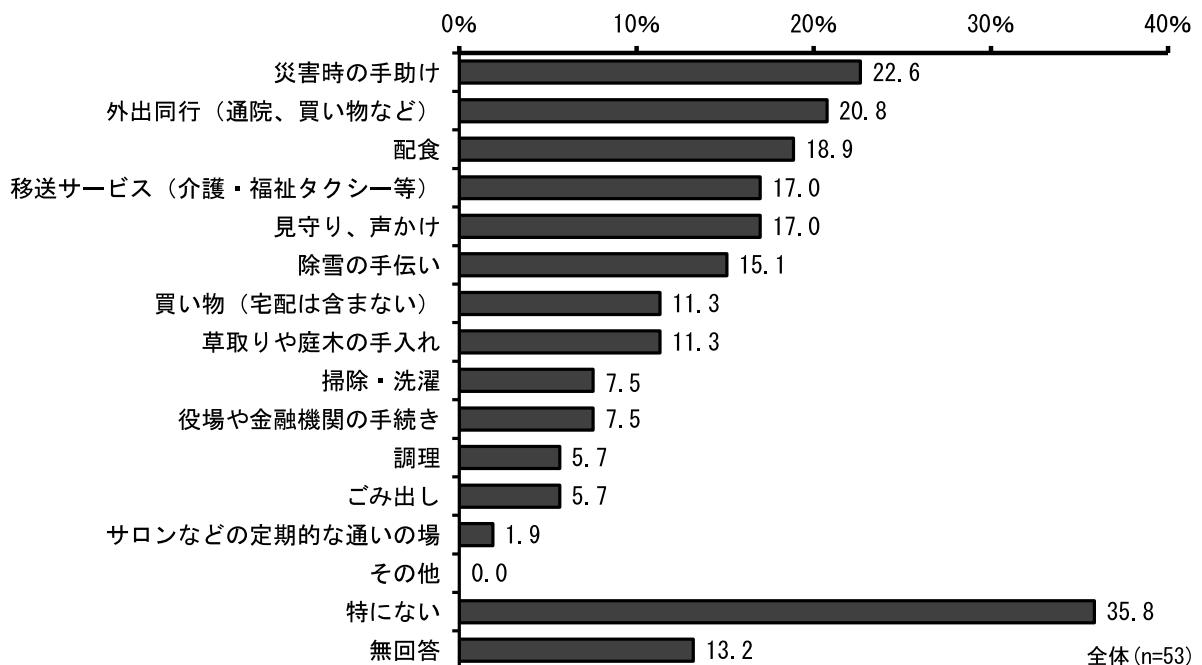
- 行政が力をいれるべきことは、「自宅で生活が続けられるように、介護保険や在宅福祉サービスの充実」の割合が40.6%と最も高く、次いで「寝たきりや認知症にならないための介護予防や健康づくりの支援」が28.3%、「特別養護老人ホームなど入所施設の充実」が22.8%、「地域医療体制の充実」が20.2%の順です。



## (2) 在宅介護実態調査結果の概要

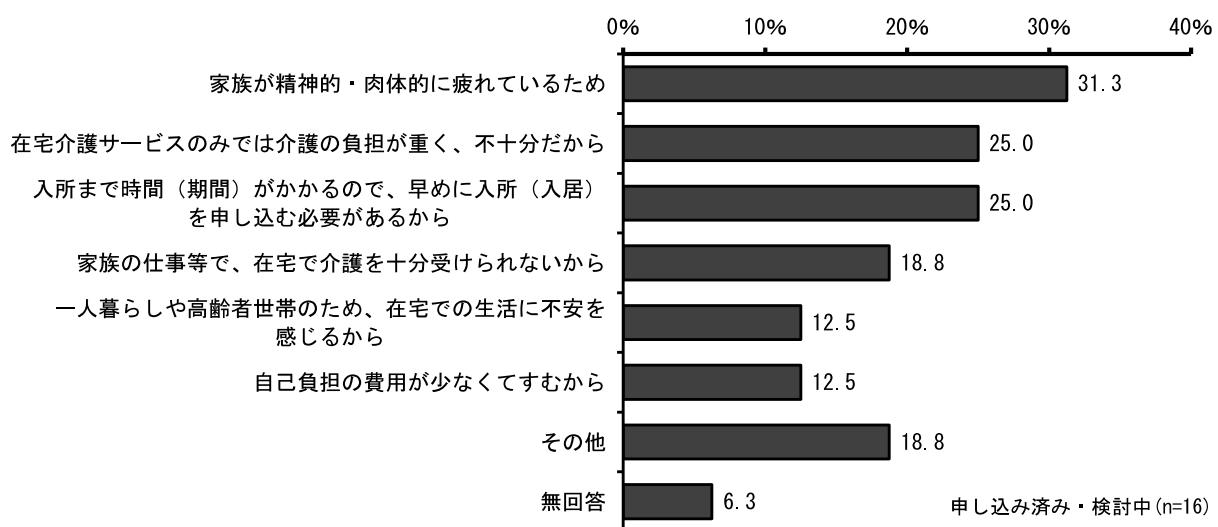
### ●介護保険外の生活支援サービスが求められている

- 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「災害時の手助け」の割合が22.6%と最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が20.8%、「配食」が18.9%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「見守り、声かけ」がともに17.0%、「除雪の手伝い」が15.1%の順です。



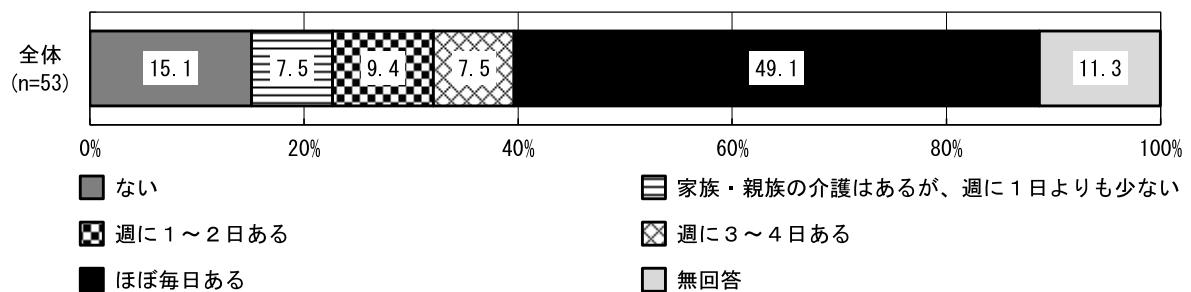
### ●施設等への入所理由は「家族」の負担が大きい

- 施設等に申し込みをしている又は検討している理由は、「家族が精神的・肉体的に疲れているため」の割合が31.3%と最も高く、次いで「在宅介護サービスのみでは介護の負担が重く、不十分だから」「入所まで時間（期間）がかかるので、早めに入所（入居）を申し込む必要があるから」がともに25.0%、「家族の仕事等で、在宅で介護を十分受けられないから」が18.8%の順です。



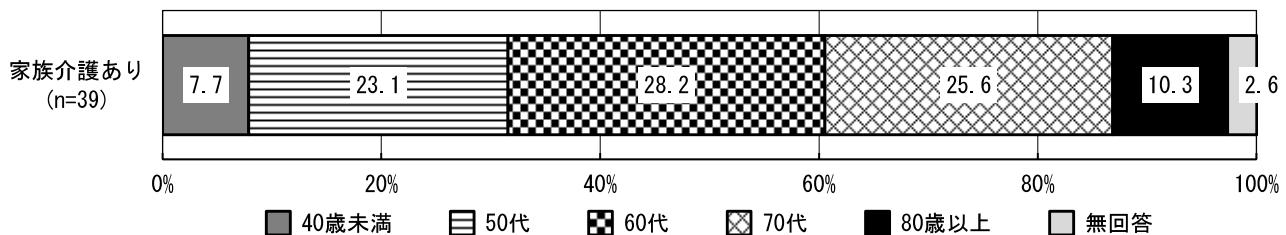
## ● 4人に3人が家族等の介護を受けている

- ・家族や親族の方からの介護の頻度は、「ほぼ毎日ある」の割合が49.1%と最も高く、次いで「週に1～2日ある」が9.4%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」「週に3～4日ある」がともに7.5%の順で、合わせた割合は73.5%となっています。
- ・一方、「ない」が15.1%となっています。また、「ない」と「無回答」を合わせた(家族や親族による介護がないに該当)割合は26.4%となっています。



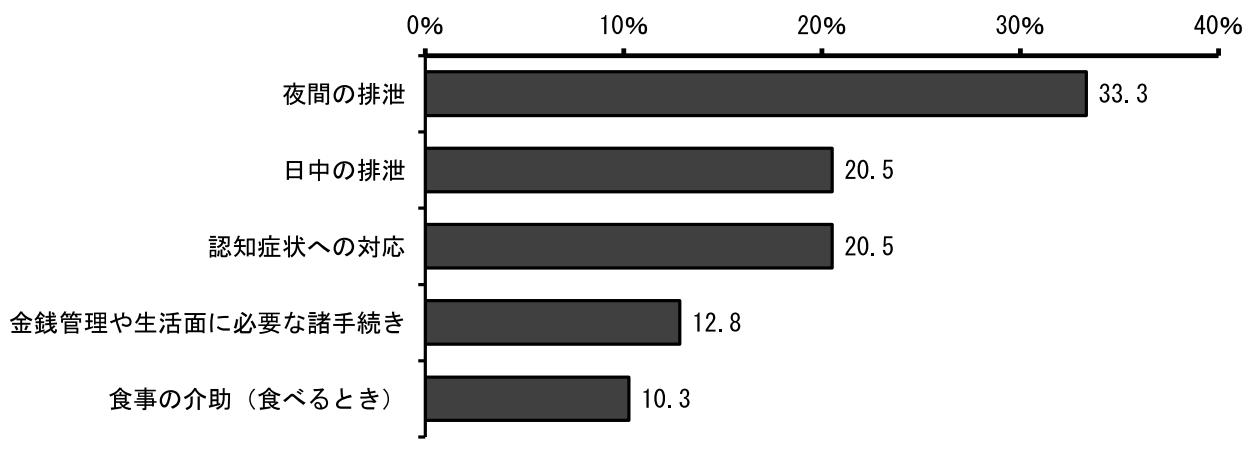
## ● 家族介護者の3人に1人が70歳以上

- ・「60代」の割合が28.2%と最も高く、次いで「70代」が25.6%、「50代」が23.1%、「80歳以上」が10.3%の順です。



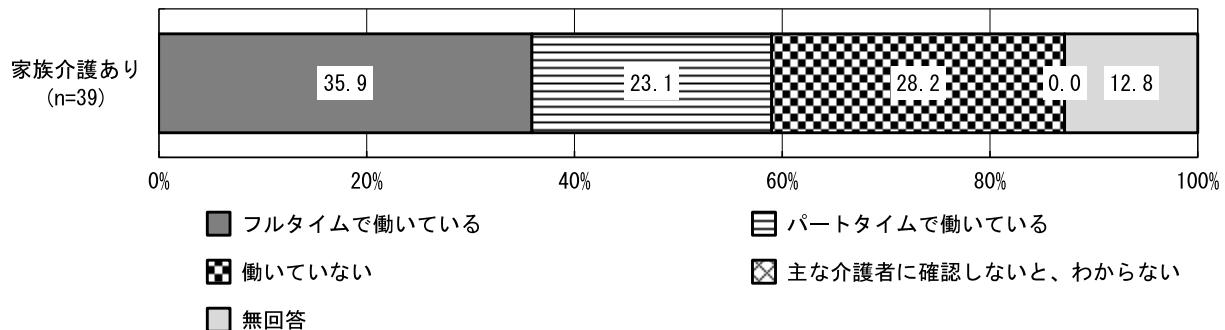
## ● 「排泄」や「認知症状への対応」に対して不安を感じている

- ・主な介護者が不安に感じる介護等は、「夜間の排泄」の割合が33.3%と最も高く、次いで「日中の排泄」「認知症状への対応」がともに20.5%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が12.8%、「食事の介助（食べるとき）」が10.3%の順です。

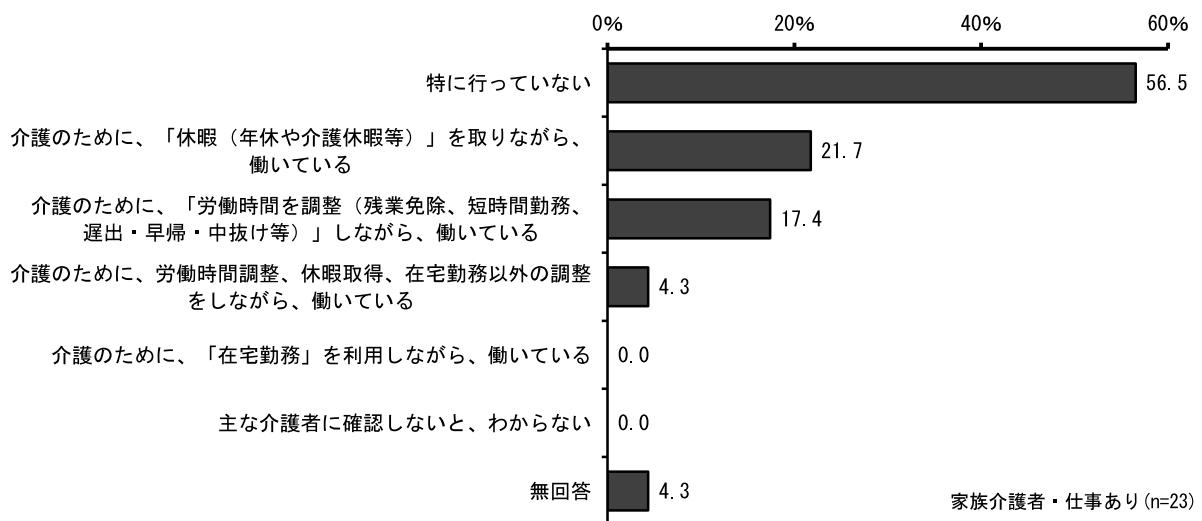


## ●仕事と介護の両立支援が求められている

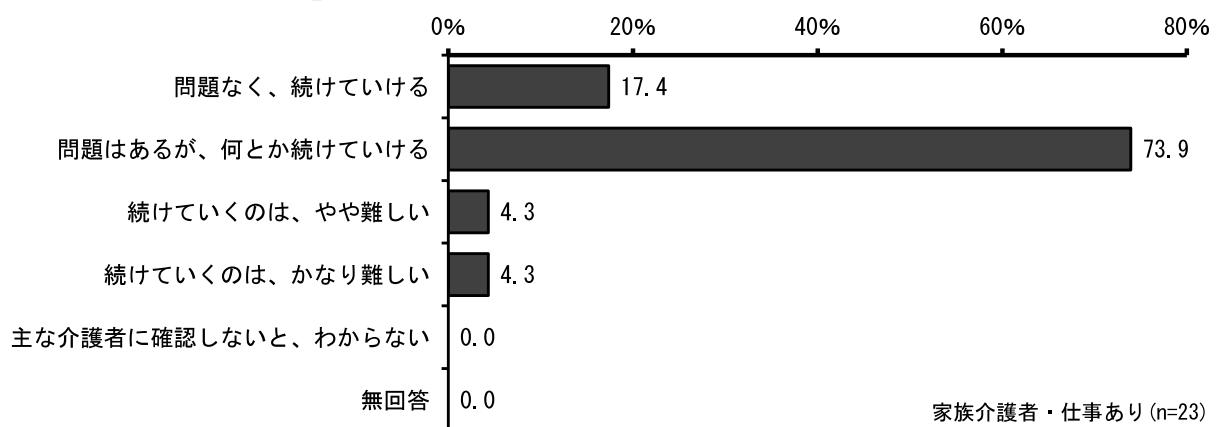
- ・主な介護者の勤務形態は、「フルタイムで働いている」の割合が 35.9%と最も高く、次いで「働いていない」が 28.2%、「パートタイムで働いている」が 23.1%です。



- ・主な介護者が行っている働き方の調整等は、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」の割合が 21.7%と最も高く、次いで「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」が 17.4%の順です。



- ・働きながら介護を続けることについては、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」はともに 4.3%で、合わせた割合は 8.6%となっています。



## 2-4 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の取組状況

### (1) 施策別の取組状況

計画の取組状況（※介護保険サービスに関する施策を除く）について、各施策・事業の担当課・係による評価を行いました。評価は5段階（「1. かなり実施できた（8割以上）」「2. ある程度できた（6～7割）」「3. 少し実施できた（3～5割）」「4. ほとんど実施できていない（1～2割）」「5. まったく実施できていない（0割）」）で行いました。評価結果は下表のとおりです。

	施策・事業数	1. かなり実施できた（8割以上）	2. ある程度できた（6～7割）	3. 少し実施できた（3～5割）	4. ほとんど実施できていない（1～2割）	5. まったく実施できていない（0割）
第1章 地域包括ケア体制づくり	26件	17件	7件	2件		
1-1 支え合いの地域づくり	9件	9件				
(1) 支え合いの地域づくり	2件	2件				
(2) ボランティア活動の推進	3件	3件				
(3) 地域や関連団体との連携	4件	4件				
1-2 認知症ケア体制の充実	6件	4件	1件	1件		
(1) 認知症ケアパスの作成と普及	1件		1件			
(2) 認知症総合支援事業の実施に向けた体制づくり	1件	1件				
(3) 認知症の予防活動の推進・認知症に関する普及啓発	1件	1件				
(4) 認知症の早期発見・早期対応	1件	1件				
(5) 認知症に対応した介護サービス・相談支援	1件	1件				
(6) 認知症になんでも安心して暮らせる地域づくり	1件			1件		
1-3 在宅医療と介護の連携	2件	1件	1件			
1-4 住み慣れた地域で過ごせるむらづくり	4件	2件	1件	1件		
(1) 住まいの支援	3件	2件	1件			
(1) 防火・防災対策の充実	1件			1件		
1-5 安心・安全なむらづくり		1件	4件			
(2) 防犯対策の充実	2件		2件			
(2) 利用しやすい公共公益施設	1件		1件			
(3) 交通安全対策の強化	1件		1件			
(4) 消費者啓発	1件	1件				
第2章 生きがいづくりの応援	4件	3件	1件			
2-1 生きがい・地域活動の支援	4件	3件	1件			
(1) スポーツ・生涯学習活動の促進	3件	3件				
(2) 高齢者の地域活動の充実	1件		1件			
第3章 健康管理・健康づくりの推進	6件		5件	1件		
3-1 健康管理	2件		2件			
(2) 高齢者の地域活動の充実	2件		2件			
3-2 健康づくり	4件		3件	1件		
第4章 介護予防・生活支援の強化(地域支援事業)	36件	17件	11件	6件		2件
4-1 地域包括支援センターを中心とした支援体制の強化	12件	4件	4件	4件		
(1) 総合相談支援業務	2件		2件			
(2) 権利擁護業務	1件			1件		
(3) 介護予防ケアマネジメント	1件	1件				
(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務	4件	2件		2件		
(5) 地域ケア会議の充実	1件	1件				
(6) 地域包括支援センター運営の基本方針	3件		2件	1件		
4-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	11件	3件	6件	1件		1件
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	6件	1件	3件	1件		1件
(2) 一般介護予防事業	5件	2件	3件			
4-3 任意事業の推進	13件	10件	1件	1件		1件
(1) 介護給付等費用適正化事業	1件		1件			
(2) 家族介護支援事業	3件	3件				
(3) その他の事業	3件	1件		1件		1件
(4) 介護保険事業以外の暮らしの支援	6件	6件				
第5章 介護給付等サービス計画	11件	5件	4件			2件
5-1 介護予防給付・介護給付サービスの基本方針	1件	1件				
5-2 日常生活圏域の設定と地域密着型サービスの基盤整備方針	1件	1件				
5-3 介護保険サービスの概要と利用見込み	0件					
5-4 介護給付等の適正化への取組及び目標設定	5件	2件	2件			1件
5-5 持続可能なサービス提供基盤の充実	4件	1件	2件			1件
総計	83件	42件	28件	9件		4件

## (2) 第7期計画に対する介護保険事業の状況（対計画比）

### ①総括表

計画値に対する実績比（令和元年度）をみると、施設サービス給付費（110.1%）を除き、認定者数、給付費とともに概ね見込通りです。

	実績値							
	第6期			第7期				
	累計	平成27年度	平成28年度	平成29年度	累計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1号被保険者数 (人)	3,088	1,000	1,027	1,061	2,163	1,079	1,084	-
要介護認定者数 (人)	598	206	191	201	409	202	207	-
要介護認定率 (%)	19.4	20.6	18.6	18.9	18.9	18.7	19.1	-
総給付費 (千円)	1,000,747	340,902	335,242	324,603	711,153	338,688	372,465	-
施設サービス (千円)	444,829	163,168	144,559	137,102	327,116	156,225	170,891	-
居住系サービス (千円)	140,954	48,901	46,963	45,090	93,730	47,615	46,115	-
在宅サービス (千円)	414,965	128,833	143,720	142,411	290,307	134,848	155,458	-
1人あたり給付費 (千円)	324.1	340.9	326.4	305.9	328.8	313.9	343.6	-

	計画値							
	第6期			第7期				
	累計	平成27年度	平成28年度	平成29年度	累計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1号被保険者数 (人)	3,247	1,063	1,084	1,100	3,212	1,067	1,072	1,073
要介護認定者数 (人)	787	254	261	272	612	201	204	207
要介護認定率 (%)	24.2	23.9	24.1	24.7	19.1	18.8	19.0	19.3
総給付費 (千円)	1,142,375	363,450	382,882	396,043	1,087,238	353,750	358,485	375,003
施設サービス (千円)	478,909	156,425	160,294	162,190	471,919	152,560	155,280	164,079
居住系サービス (千円)	260,390	79,221	86,724	94,445	138,930	45,563	45,584	47,783
在宅サービス (千円)	403,076	127,804	135,864	139,408	476,389	155,627	157,621	163,141
1人あたり給付費 (千円)	351.8	341.9	353.2	360.0	338.5	331.5	334.4	349.5

	対計画比(実績値/計画値)							
	第6期			第7期				
	累計	平成27年度	平成28年度	平成29年度	累計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1号被保険者数 (人)	95.1%	94.1%	94.7%	96.5%	67.3%	101.1%	101.1%	-
要介護認定者数 (人)	76.0%	81.1%	73.2%	73.9%	66.8%	100.5%	101.5%	-
要介護認定率 (%)	79.9%	86.2%	77.2%	76.6%	99.2%	99.4%	100.3%	-
総給付費 (千円)	87.6%	93.8%	87.6%	82.0%	65.4%	95.7%	103.9%	-
施設サービス (千円)	92.9%	104.3%	90.2%	84.5%	69.3%	102.4%	110.1%	-
居住系サービス (千円)	54.1%	61.7%	54.2%	47.7%	67.5%	104.5%	101.2%	-
在宅サービス (千円)	102.9%	100.8%	105.8%	102.2%	60.9%	86.6%	98.6%	-
1人あたり給付費 (千円)	92.1%	99.7%	92.4%	85.0%	97.1%	94.7%	102.7%	-

【実績値】「第1号被保険者数」、「要介護認定者数」、「要介護認定率」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報。

「総給付費」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

※「1人あたり給付費」は「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出

出典：地域包括ケア「見える化システム」

## ②サービス別利用者数

サービス利用者数について、対計画比（令和元年度）をみると、施設サービスの「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」は計画値を大きく上回っています。また、居住系サービスの「特定施設入居者生活介護」と在宅サービスの「居宅療養管理指導」は、計画値を上回っています。

		利用者数 対計画比 (実績値／計画値) (%)				
		第6期計画			第7期計画	
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
施設サービス	小計	105.8	92.1	87.5	105.0	109.0
	介護老人福祉施設	81.8	78.9	77.1	105.8	107.5
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	131.9	197.2
	介護老人保健施設	109.8	85.8	77.4	97.6	88.2
	介護医療院	-	-	-	-	-
	介護療養型医療施設	33.3	0.0	0.0	-	-
サードサービス	小計	70.1	60.8	60.7	110.2	103.0
	特定施設入居者生活介護	77.2	68.3	69.9	114.5	106.6
	地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-	-
	認知症対応型共同生活介護	34.7	28.6	25.0	83.3	80.6
在宅サービス	訪問介護	77.5	81.2	93.3	89.7	75.0
	訪問入浴介護	-	-	-	-	-
	訪問看護	168.8	193.8	236.7	75.0	101.1
	訪問リハビリテーション	-	-	-	-	-
	居宅療養管理指導	105.8	91.7	96.2	102.3	118.2
	通所介護	92.6	94.6	98.7	86.3	92.1
	地域密着型通所介護	-	-	-	0.0	0.0
	通所リハビリテーション	166.1	171.1	173.3	91.9	68.6
	短期入所生活介護	104.5	78.0	65.1	79.9	90.3
	短期入所療養介護（老健）	51.4	58.3	36.9	50.0	52.1
	短期入所療養介護（病院等）	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与	137.0	152.0	142.5	81.3	83.6
	特定福祉用具販売	83.3	125.0	83.3	116.7	83.3
	住宅改修	-	-	-	33.3	25.0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-
	夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-
	認知症対応型通所介護	-	-	-	83.3	100.0
	小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-	-
	介護予防支援・居宅介護支援	103.0	103.1	97.1	89.9	91.4

出典：地域包括ケア「見える化システム」

## 2－5 高齢者人口・要介護認定数の推計

---

### (1) 将来人口

ここでは、下記の2種類の人口を使用し、推計を行っています。

#### ○住民基本台帳人口

国内の市町村に住所を定めている者として、住民基本台帳法に基づき当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の数です。国勢調査人口は、実際の人口に近い数が算出されますが、住民基本台帳人口は、住民票を移さない限り増減はなく、実態の数と乖離する傾向にあります。

#### ○第1号被保険者数（介護保険）

川場村が運営する介護保険の被保険者（加入している）で、65歳以上の方です。

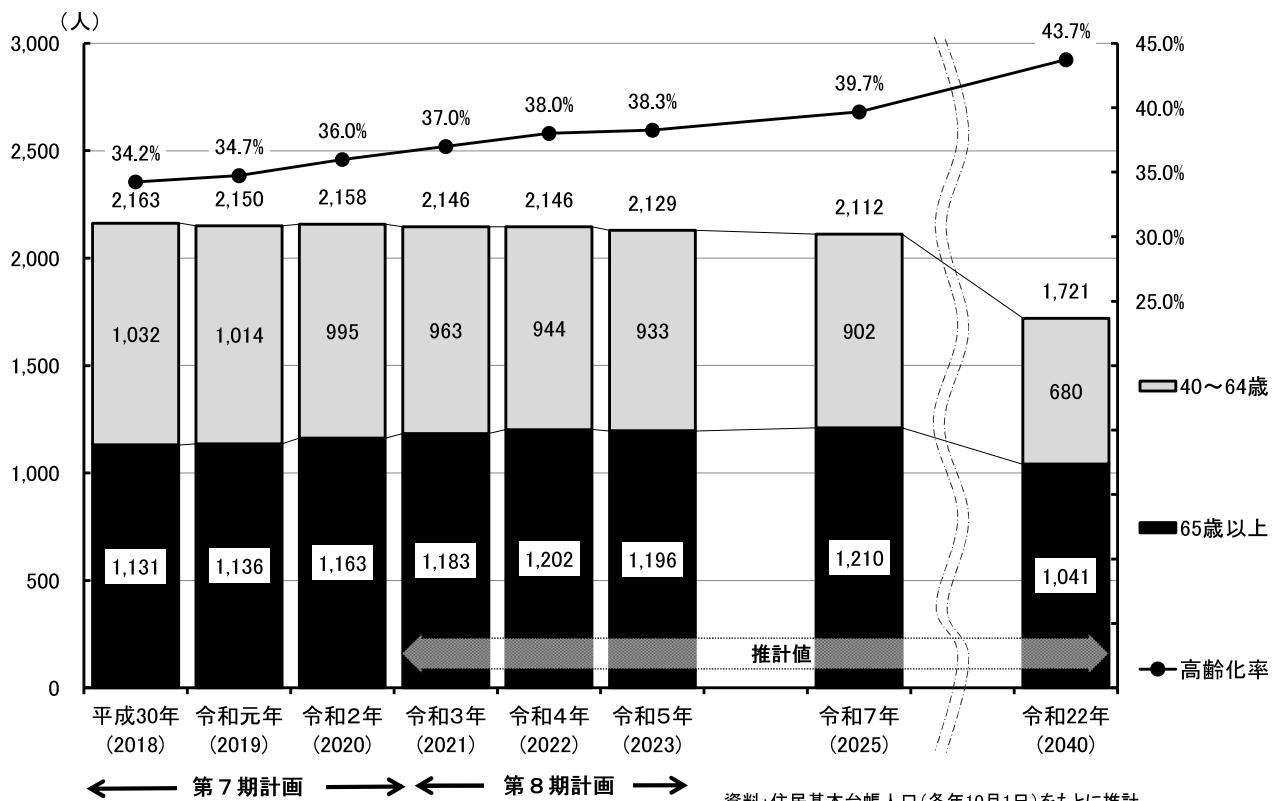
川場村に住んでいた65歳以上の方が村外の施設に入所している方の中には、川場村の第1号被保険者の方もおります。一方、村内の施設に入所している方の中には、川場村以外の市町村の被保険者の方もおります。なお、40～64歳の方は第2号被保険者となります。

介護サービスの見込みや介護保険料の設定は、この第1号保険者数をもとに算出します。

第8期計画期間中の高齢者人口（住民基本台帳）は、1,180人弱～1,200人程度で推移し、令和7年（2025）頃まで横ばいで推移したあと、減少に転じ令和22年（2040）頃には1,030人程度になると予想されます。なお、第1号被保険者数は住民基本台帳人口よりも60人前後低い値で推移すると推計されます。総人口の減少が続くことから、高齢者率は上昇し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040）には40%程度になると推計されます。

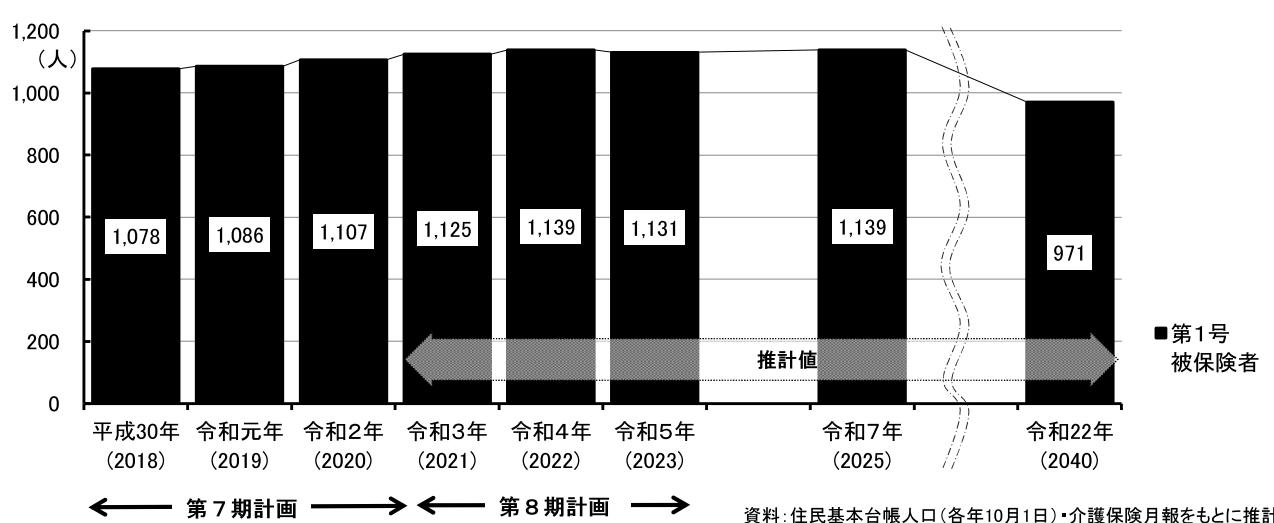
また、40～64歳（第2号被保険者）は、減少が続き、令和7年（2025）には900人程度、令和22年（2040）には700人程度になると推計されています。

### ■住民基本台帳人口



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）をもとに推計

### ■第1号被保険者数

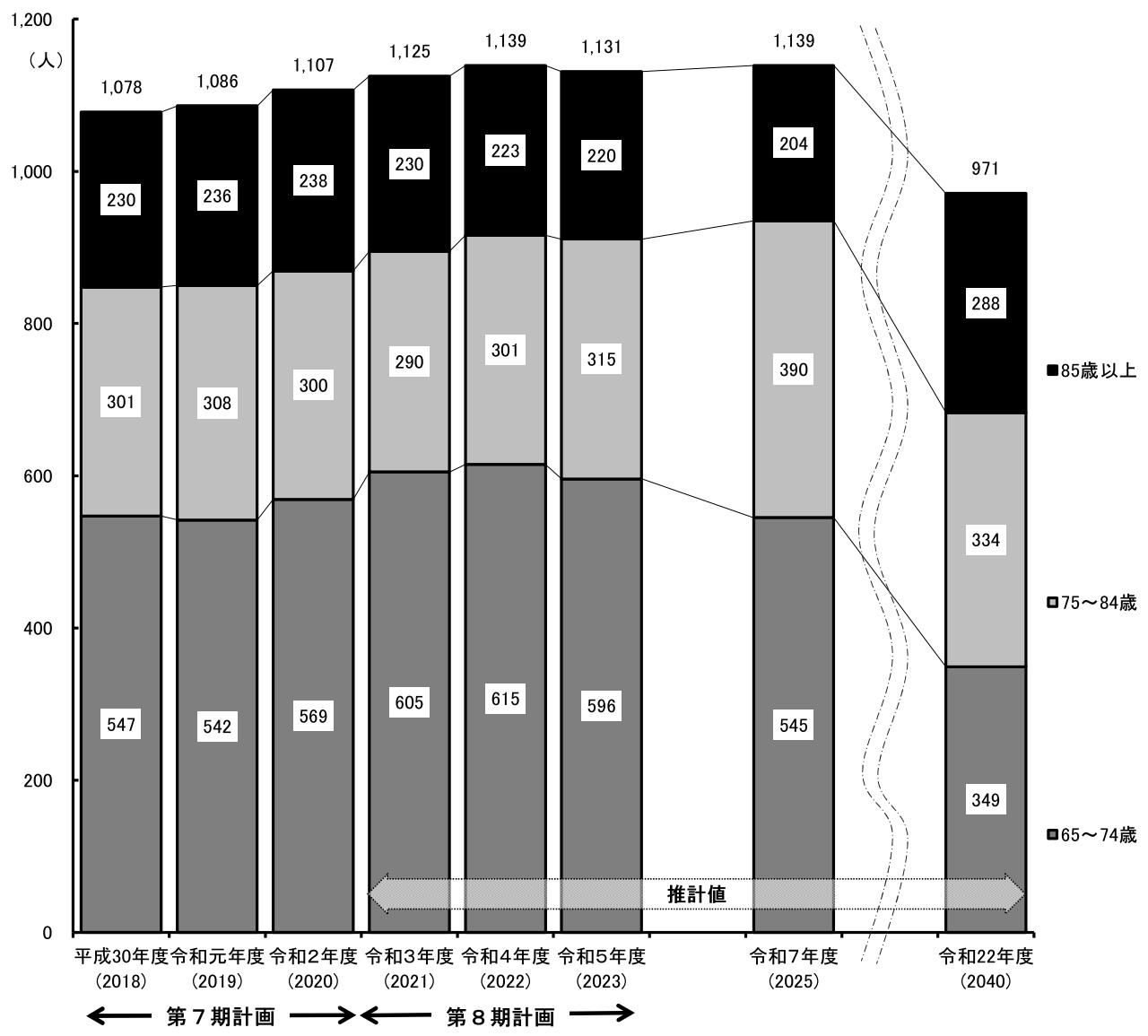


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）・介護保険月報をもとに推計

## (2) 要介護認定者数の推計

要介護認定率は、年齢とともに高くなることから、要介護認定者数の推計に当たって、年齢3区別に第1号被保険者数の推計を行うと、団塊の世代の全ての人が後期高齢者となる令和7年（2025）には後期高齢者が大きく増加すると推計されています。

■年齢3区別に第1号被保険者数の推計

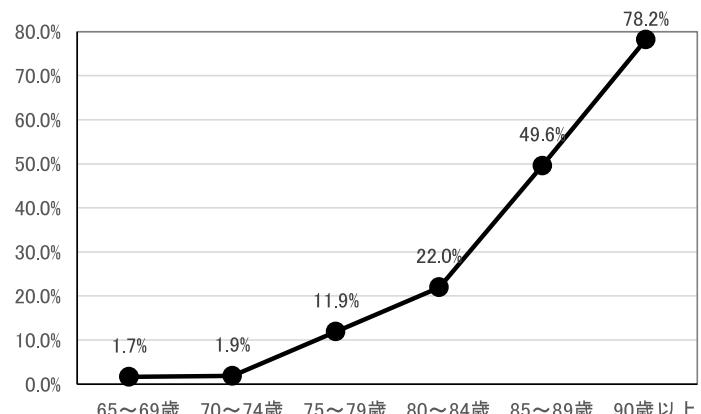


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）・介護保険月報をもとに推計

## ●後期高齢者の増加により、介護が必要な高齢者の増加が予想される

右のグラフは、本村の65歳以上の人人が要介護認定を受けている割合を年齢別に示しています。年齢が高くなるほど認定率が高くなり、80歳以上では急激に高くなるのがうかがえます。

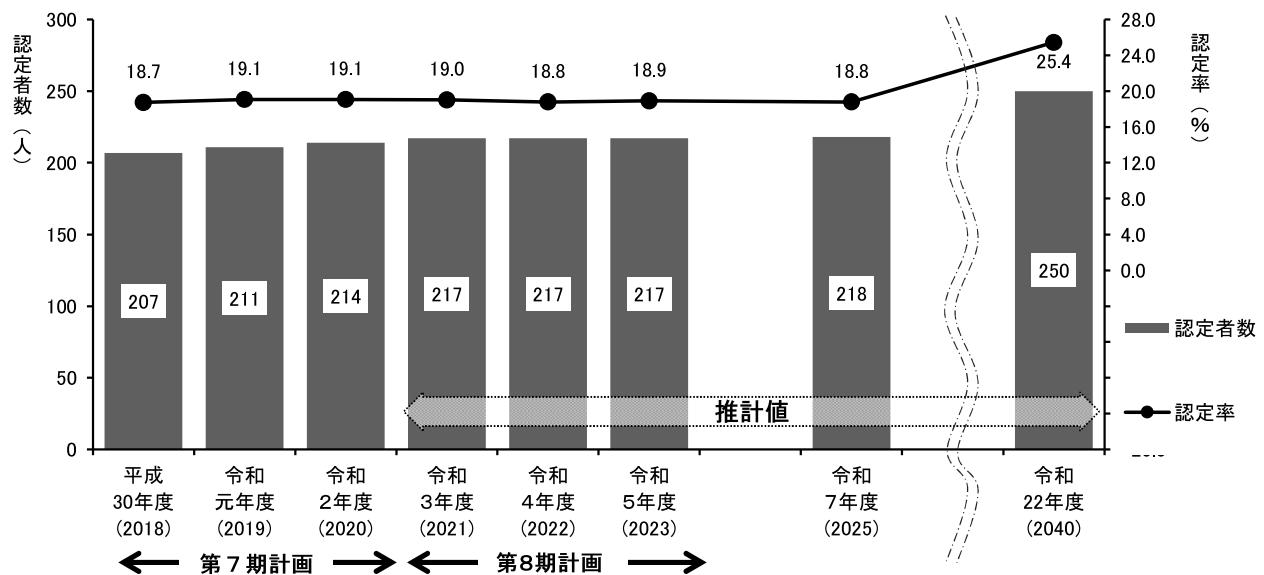
資料：住民基本台帳人口（令和2年10月1日）  
地域包括ケア「見える化」システム（令和元年度）



## ●長期的に要介護認定者数は大きく増加

計画期間中の要介護（要支援）認定者数は、220人台で推移し、要介護認定率は19.5%程度で推移すると予想されます。また、中長期的にみると、令和22年（2040）には、260人強（26.8%）と、大きく増加すると推計されます。

### ■要介護（要支援）認定者数の推計



出典：地域包括ケア「見える化システム」による推計結果

## 2 – 6 計画策定に向けた課題

---

### ■令和7・22年（2025・2040）に向けた体制づくり

本村では、令和7年以降、高齢者人口は減少するものの、総人口の減少が続くことから、高齢化率の上昇し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には5人に2人が高齢者になると推計されます。また、令和7年（2025）には、いわゆる団塊の世代の全てが75歳以上となり、後期高齢者の更なる増加が見込まれます。

後期高齢者の増加に対して、更なる介護予防の強化を図るとともに、介護が必要となった場合、安心してサービスが利用できるようにサービス基盤の充実が必要です。また、団塊ジュニア世代等の第2号被保険者に対する健康管理・健康づくりの意識啓発などにより、長期的な視点での介護予防が必要となります。

### ■地域包括ケアの深化・推進、地域共生社会の実現

地域包括ケアは、その地域に住む高齢者が今ある社会資源を有効活用しながら、地域社会での見守り活動や助け合いといった「支え合い」により、いつまでも暮らし続けられるようにするものです。

また、将来的には高齢者だけではなく地域に住む人や社会資源など全てを含んだ「地域共生社会」のまちづくりを目指し、よりよい地域づくりを進めていく必要があります。

### ■認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくり

認知症高齢者の更なる増加が見込まれることから、認知症に関する理解の醸成や予防・早期発見、相談体制の充実など、認知症になっても地域で自分らしく暮らし続けることができるまちづくりの推進が必要です。

### ■介護予防・健康づくり施策の充実・推進

健康寿命を延ばすことで、年齢を重ねても、住み慣れた地域で住み続けることができます。

そのためには、一般介護予防事業だけではなくリハビリテーション専門職の関与、各種保健事業等と介護予防事業の連携が求められており、一体的な実施に一層努める必要があります。

### ■元気な高齢者が地域を元気にする仕組みづくり

介護が必要となりやすい高齢者が増加している一方で、65歳以上の約8割、前期高齢者では9割強が介護を必要としない元気な高齢者です。

従来の専門家による予防や介護に加え、地域における見守りや支え合いなど、地域の状況に合わせて高齢者の生活全体を包括的に支える仕組みを築き上げるためにも、元気な高齢者が担い手となる仕組みや地域づくりの推進が必要です。

### ■介護人材の確保・定着支援

---

介護サービスの安定的な提供のためには、介護サービスの基盤を支える人材の確保と職場への定着が必要となります。介護人材の確保や人材育成、職場環境の改善等に対し、国等が講じる対策と合わせて支援を展開していく必要があります。

### ■災害や感染症対策に係る体制整備

---

近年の震災や風水害、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、今後の備えとして、日頃から介護サービス事業所等との連携を強化するとともに、災害時等における高齢者の介護予防・健康維持、感染拡大防止等の対策に取り組む必要があります。

## 第3章 計画の基本理念・基本目標

### 3-1 基本理念・基本目標

本村では、第3期計画の平成18年度から、基本理念「いつまでも自分らしく暮らせる村・川場」とし、高齢者施策を推進してきました。

第8期計画においても、この理念及び基本方針を引き継ぎ、計画を推進していきます。

#### いつまでも自分らしく暮らせる村・川場

### 3-2 基本目標

基本理念を実現するために、引き続き以下の6つの基本目標を柱として本計画を総合的に推進していきます。

#### 基本目標1：自分らしく生き生きと過ごすために

趣味や生活を楽しみ自分らしく生き生き過ごすことは、心と体の健康を維持する秘訣でもあります。また、介護が必要な状態になっても、自分が望み、自分に合った介護を受け、自分らしい生活を送ることが、要介護状態や病気の改善につながります。

要介護状態や認知症の有無にかかわらず、その人の意志を尊重し、自分らしく生き生きとした生活が送れるよう支援します。

#### 基本目標2：いつまでも元気に過ごすために

ライフスタイルが変化する中で、生活習慣病の増加が、要介護（支援）認定者の増加にも大きく関係しています。

生活習慣病の予防や社会参加・生きがいづくり等を通じて、心と体の健康づくりや健康管理を推進します。

### **基本目標3：できるだけ介護を必要としないために**

村民一人一人の知識や能力は地域の財産ともなります。一方でそれらの能力を活用しないことは、地域にとってマイナスになるばかりでなく、その人自身の身体機能も低下し、要介護状態にもつながります。また、疾病だけでなく、閉じこもり等の状態が継続することにより、心と体のバランスの悪化から要介護状態になることも少なくありません。

こうしたことから、その人の体の状態や能力を生かしながら、できるだけ介護を必要としないように、介護予防に取り組みます。

### **基本目標4：自立支援のための介護を受けるために**

介護保険制度の大きな理念は“自立支援”です。自立支援とは「介護を必要としない」ことではなく、その人の意志を尊重して、その人がもつ能力を最大限に生かした介護を行うということです。一方、過剰な介護や不必要的福祉用具の利用は、身体機能の低下につながります。

こうしたことから、その人に望ましい質の高い介護サービスを提供できる基盤整備を進めています。

### **基本目標5：住み慣れた地域で安心して暮らすために**

親族との同居世帯が多い本村ですが、一人暮らしや高齢夫婦のみで生活する高齢者が増加してきています。こうした家族構造の変化に対応するため、保健、福祉、医療の各サービス機関の連携による地域ケア体制の充実を図るとともに、以前より構築されている地域住民による声かけや見守り、支え合いによる地域基盤の維持に努めます。

### **基本目標6：いつでも気軽に相談や情報の提供が受けられるために**

地域包括支援センターにおいて、総合的な相談体制や情報提供の充実を図ります。また、村民に対する相談や情報提供だけでなく、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する相談・情報の提供を図ります。

介護予防対象者を把握するため、関係機関との情報交換を積極的に図り、“相談・情報”的拠点としていきます。

### 3 – 3 施策体系

第1章 地域包括ケア体制づくり	1－1 支え合いの地域づくり	(1) 支え合いの地域づくり (2) ボランティア活動の推進 (3) 地域や関連団体との連携
		(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発 (2) 認知症の容態に応じた適宜・適切な医療及び介護等の提供 (3) 認知症の人や介護者への支援 (4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり
		1－3 在宅医療と介護の連携
	1－4 住み慣れた地域で過ごせるむらづくり	(1) 住まい・住まい方の支援 (2) 利用しやすい公共公益施設
		(1) 防災対策の充実 (2) 感染症対策
	1－5 防災・感染症対策	(1) 防犯対策の充実 (2) 消費者啓発 (3) 交通安全対策の強化
		1－6 安心・安全なむらづくり
		(1) スポーツ・生涯学習活動の促進 (2) 高齢者の地域活動の充実
第2章 生きがいづくりの応援	2－1 生きがい・地域活動の支援	(1) スポーツ・生涯学習活動の促進 (2) 高齢者の地域活動の充実
第3章 健康管理・健康づくりの推進	3－1 健康管理	
	3－2 健康づくり	
第4章 介護予防・生活支援の強化（地域支援事業）	4－1 地域包括支援センターを中心とした支援体制の強化	(1) 総合相談支援業務 (2) 権利擁護業務 (3) 介護予防ケアマネジメント (4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務 (5) 地域ケア会議の充実 (6) 生活支援コーディネーターの設置 (7) 協議体の設置 (8) 地域包括支援センター運営の基本方針
		(1) 介護予防・生活支援サービス事業 (2) 一般介護予防事業
		(1) 介護給付等費用適正化事業 (2) 家族介護支援事業 (3) その他の事業 (4) 介護保険事業以外の暮らしの支援
		(1) 介護予防給付サービスの基本方針 (2) 介護給付サービスの基本方針 (3) 介護保険施設・居住系サービスの整備計画
		(1) 日常生活圏の設定と基本方針 (2) 川場村における地域密着型サービスの基盤整備
		(1) 要介護認定者数の推計 (2) 居宅サービス概要と利用見込み (3) 地域密着型サービス概要と利用見込み・整備計画 (4) 施設・居住系サービスの利用見込み・整備計画
		5－4 介護給付等の適正化への取組及び目標設定 (市町村介護給付適正化計画)
		(1) サービスの質の向上 (2) 介護人材の確保に向けた取組の推進 (3) 共生型サービスの検討
第5章 介護給付等サービス計画	5－5 持続可能なサービス提供基盤の充実	

## **第4章 計画の推進・管理**

### **4－1 庁内及び関係機関との連携**

#### **(1) 庁内の連携**

生涯学習、むらづくり、消費生活、就労支援、防犯・防災等の高齢者の生活に関わる施策や事業等の情報交換・共有化等の連携を図ります。

#### **(2) 地域や関連団体との連携**

##### **①社会福祉協議会**

地域福祉を推進する中心的役割となる社会福祉協議会との連携を図ります。

##### **②地域活動団体、ボランティア団体**

地域福祉の担い手となるボランティア団体等の活動を支援するとともに、地域活動団体やボランティア団体に協力を求めながら、一緒に地域づくりを進めていきます。

##### **③居宅介護支援事業所・サービス事業所との連携**

居宅介護支援事業所やサービス事業所との情報交換等の連携を強化し、サービスの質の向上を努めます。また、介護保険制度の各種事業やサービスの担い手確保のための支援を検討していきます。

#### **(3) 地域活動団体同士の連携支援**

老人クラブ、子ども会等の活動を支援するとともに、地域活動団体やボランティア団体同士の交流や情報交換等の連携を支援します。

## **4 – 2 情報活用と適正管理**

---

### **(1) 計画の周知**

介護保険制度及び本計画について、『広報かわば』をはじめ、村ホームページ、イベント等、様々な機会や媒体を通じて村民へ十分な周知に努めます。

### **(2) 情報の共有と活用及び情報管理**

庁内や関係機関との情報共有を図るとともに、個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱います。

## **4 – 3 人材育成と適正な人材配置**

---

### **(1) 保健・福祉従事者の育成**

関係機関と連携しながら、介護福祉士・ホームヘルパーや、介護支援専門員等の保健・福祉従事者の質の向上を図るとともに、利根沼田圏域の看護師、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、運動療法士、言語療法士等保健・医療・福祉従事者の育成を支援し、各種連絡会議等による連携に努めます。

また、高齢者の身近な相談者である民生委員に対する研修を充実します。

### **(2) 担当職員の育成・配置**

行政においては、保健・医療・福祉の知識や技術の向上のため、各種研修会等の充実を促進するとともに、専門的な知識や経験のある職員の育成に努めます。

## II 各 論

---

---

# 第1章 地域包括ケア体制づくり

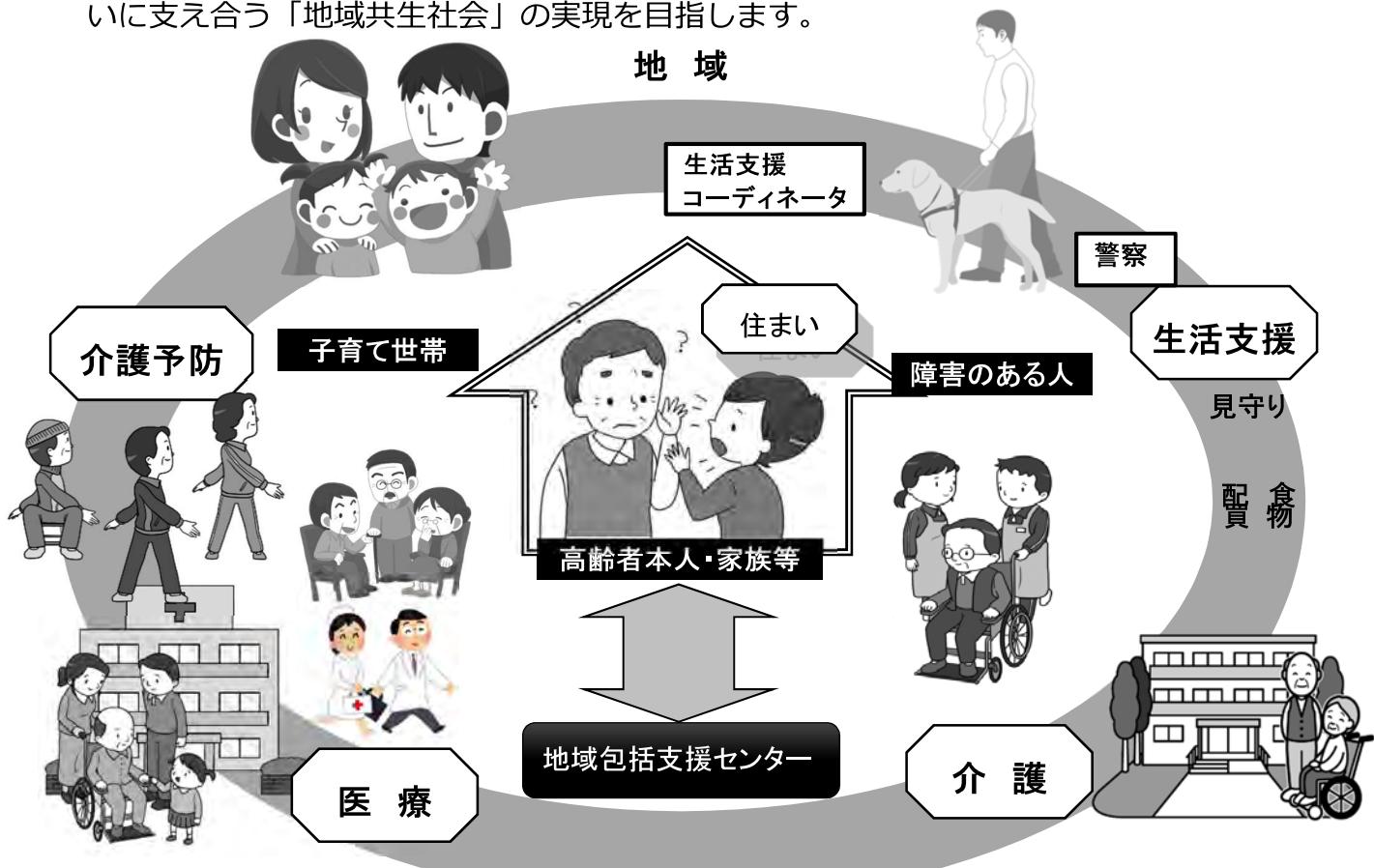
## 【目指すこと】

- ◎お互いに支え合いながら安心して暮らし続けられる
- ◎認知症となっても自分らしく生活できる

### <基本施策>

1. 支え合いの地域づくり
2. 認知症ケア体制の充実
3. 在宅医療と介護の連携
4. 住み慣れた地域で過ごせるむらづくり
5. 安心・安全なむらづくり

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケア体制を充実をさせていくとともに、加齢や認知症、障害、子育て世帯、その他の様々な事情から何らかの援助を必要とするようになっても、公的サービスの充実と合わせて、一人一人が誇りをもち、お互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。



# 1 – 1 支え合いの地域づくり

---

## (1) 支え合いの地域づくり

お隣やご近所同士での助け合いの関係を生かし、声かけ・見守り、緊急時・災害時支援などの支え合える地域づくりを進めています。

### ①高齢者の社会参加による生活支援サービスの充実

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険サービス事業所だけでなく、サービスやボランティア活動などの多様な担い手によるサロンや介護予防活動、見守り、生活支援サービス等が提供できるように、高齢者相互の助け合いの仕組みを構築していきます。

更に、高齢者だけでなく、子育て世帯や障害のある人など、村全体での支え合いの仕組みを検討していきます。

## (2) ボランティア活動の推進

### ①ボランティアセンター

個人ボランティアの登録を促進し、地域の支え合いの一躍を担う活動となるボランティアセンターの充実を図ります。

また、ボランティアセンターが実施している「生活支援サービスマッチング事業」等、支え合いの村づくりを推進します。

### ②ボランティア連絡協議会の充実

ボランティアグループに対し、ボランティア連絡協議会への加入を促進し、ボランティアに関する情報の提供、調整、活動団体同士の相互交流を促進します。

### ③ボランティアのきっかけづくり

ボランティアセンターを活用し、ボランティア養成講座の実施により、若い世代や元気な高齢者のボランティアへの参加を促進します。また、小中学校等の学校教育の場で、ボランティア体験の機会を増やしていきます。

■ボランティアの活動状況（令和2年8月現在）

団体名	活動内容	活動人数
配食ボランティア	独居等高齢者に週2回昼食のお弁当を配達し、安否等の確認をしている。	8人
川場村ボランティア連絡協議会	クリーンキャンペーン(清掃活動)の実施 年1回	28人
川場村老人クラブ連合会	花いっぱい運動(沿道に花壇等を作り環境美化の推進を図る)	321人

### **(3) 地域や関連団体との連携**

#### **①医療・保健・福祉の連携**

医療機関・医師会、居宅介護支援事業所やサービス事業所との情報交換等の連携を図ります。

#### **②社会福祉協議会**

地域福祉を推進する中心的役割となる社会福祉協議会との連携を図ります。

#### **③地域活動団体、ボランティア団体**

地域福祉の担い手となる地域活動団体、ボランティア団体の協力を求めながら情報交換等の連携を図ります。

#### **④地域活動団体同士の連携支援**

老人クラブ、子ども会等の活動を支援するとともに、地域活動団体やボランティア団体同士の交流や情報交換等の連携を支援します。

## **1 – 2 認知症ケア体制の充実**

---

### **(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発**

認知症を正しく理解し、地域のバリアフリー化を広めるため、「いつ、どこで、どのような医療・介護等を受けられるか」など地域資源や相談先一覧が掲載された認知症ケアパス（令和元年5月作成）が村内医療機関、介護事業所、郵便局、銀行、役場、包括支援センターに設置されました。また、認知症サポーターの養成やその後のサポーター活動支援（チームオレンジ含む）、サロン、居場所等での認知症脳トレ講座開催など、地域全体で認知症の人を支える取組を推進していきます。

### **(2) 認知症の容態に応じた適宜・適切な医療及び介護等の提供**

早期診断・早期対応、速やかに適切な医療・介護等を受けられるための初期の訪問、受診継続支援など認知症初期集中支援推進事業を実施し、支援チーム（平成29年度より群馬県認知症疾患医療センター委託）と包括支援センターで協働連携し、支援体制の充実を図ります。

### **(3) 認知症の人や介護者への支援**

地域包括支援センター等での相談対応や家族介護者教室等の開催、地域の実情に応じた認知症カフェ（かわたんカフェ、ふれあいカフェ）等の開催・設置を推進し、認知症の人の介護者の精神的・身体的負担を軽減する観点から専門職の支援や介護者の生活と介護の両立を支援する取り組みを推進し、地域で支える安心して暮らせる地域づくりを推進します。また認知症高齢者、若年性認知症、その家族の視点に立ったニーズ把握を行い、支援体制の見直し等を行います。

### **(4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり**

認知症地域支援・ケア向上事業である認知症地域支援推進員の設置（平成29年度より）及び活用を図り、地域の実情に応じた体制整備を推進し、地域での見守り体制整備を進めます。また成年後見制度の利用を促進し認知症高齢者等の権利擁護の取組の推進、支援体制の整備等を推進していきます。

## 1 – 3 在宅医療と介護の連携

---

疾病を抱えても住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるために、在宅療養・在宅ケア・在宅での看取りを推進し、在宅医療・介護を一体的に提供する体制の構築に努めます。

### ①医療・保健・福祉の連携

医療機関・医師会、居宅介護支援事業所やサービス事業所との情報交換等の連携を図ります。

### ②在宅医療・介護連携推進事業の推進

沼田利根医師会や管内の市町村と連携し、地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられている下記の事業の体制整備を図ります。

- ・地域の医療・介護サービス資源の把握
- ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ・医療・介護関係者の情報共有の支援（バイタルリンクの活用）
- ・在宅医療・介護関係者の研修
- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ・地域住民への普及啓発
- ・在宅・医療介護連携に関する関係市町村の連携

# 1 – 4 住み慣れた地域で過ごせるむらづくり

---

## (1) 住まい・住まい方の支援

本村においては、持家を中心であることから、住宅改修を中心とした在宅生活の支援を進めていきます。

また、高齢期の多様な住まい方について、幅広く情報収集を行い、国や県、事業者との連携を図りながら住まいの充実を検討し、適切な情報提供に努めます。

### ①介護保険制度における施設や居住系サービス

可能な限り住み慣れた地域に住み続けられるよう、在宅での暮らしを支援するとともに、心身の状況等に応じて、介護保険施設や居住系サービスの利用ができるように支援します。

### ②その他の住まい・高齢者入所施設

#### i ) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、身体上・精神上・環境上の理由や経済的な理由で居宅での生活が困難な概ね 65 歳以上の高齢者が入所する施設です。現在の入所者はおりません。養護老人ホームの入所に当たっては、既存の施設を利用していきます。

#### ii ) 軽費老人ホーム・ケアハウス

軽費老人ホームは、在宅において生活することが困難な場合に低額な料金で利用できる契約施設で、食事を提供する A 型、自炊が原則の B 型、独立した生活に不安がある高齢者のためのケアハウスの 3 種類があります。

軽費老人ホームについては、今後も利根沼田圏域に所在する施設を利用していくます。また、村内には 2 か所の有料老人ホームが存在するため大幅な利用の増加は見込まず、現状程度で推移するものとします。

#### iii ) 住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、自立状態（介護を必要としない）の高齢者も入所・入居が可能な施設や住まいです。また、介護が必要となった場合、介護サービスを利用しながら生活を続けることも可能です。

村内には 1 か所の住宅型有料老人ホームが存在するため大幅な利用の増加は見込まず、サービス付き高齢者向け住宅等の整備については、地域ニーズが低いと捉えているため利根沼田圏域に所在する施設を利用していくます。

#### **iv) 多様な住まい方の検討**

生活支援ハウスや、気のあった仲間同士が一緒に生活するグループリビング、シェアハウスなど、高齢期の多様な住まい方についても検討していきます。また、これらの住まいの確保に当たっては、使われなくなった公共施設や空き家などのストック活用を図りながら、地域と人を元気にする視点で検討していきます。

### **(2) 利用しやすい公共公益施設**

「バリアフリー法」や県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、公園、公共建物等の公共施設から先導的に、段差の解消等、利用者の視点に立った利用しやすい施設整備・改善に努めます。

# 1 – 5 防災・感染症対策

---

## (1) 防災対策の充実

### ①防災対策の充実

街路・公園の整備等防災化、防火診断や耐震診断の実施、防災行政無線の充実、防災訓練・講習会の実施等の防災対策を推進するとともに、自主防災組織の充実を促進します。

### ②災害時要援護者登録台帳の作成及び安心カードの設置

災害時要援護者支援制度について周知を図り、該当者の名簿登録台帳を作成するとともに、安心カードを設置し、支援が必要となる者の情報を共有し、災害時にいち早く救助活動をできるように、消防・警察関係者をはじめ体制づくりを進めています。

## (2) 感染症対策

### ①感染症に配慮した介護予防の推進

感染症の影響下においても、在宅での不活発な生活の長期化による心身機能の低下に対応するため、自宅等においても取り組める活動の周知を行うとともに、感染症拡大に配慮しながら通いの場等の取組を進めることで介護予防を推進します。

### ②感染症に配慮した介護サービスの提供

介護サービス事業所等と連携し、感染症防止策について周知啓発するとともに、感染症発生時にも必要なサービスを継続できるよう日頃から研修や訓練を実施するよう促していきます。

また、感染症発生時には、感染症に関する情報を速やかに提供し、サービスの継続や代替サービスの確保に向けて、介護サービス事業所等を支援するよう努めます。

# **1 – 6 安心・安全なむらづくり**

---

## **(1) 防犯対策の充実**

チラシの配布、地域での声かけ運動、緊急連絡網の整備等により、自主防犯活動を支援します。地域の目による防犯対策と合わせて、防犯カメラの設置を進めていきます。

## **(2) 消費者啓発**

高齢者を狙った悪徳商法等消費者被害防止のため、地域包括支援センターが中心に情報提供を進めるとともに、県消費生活センターでの消費者相談・消費者教育の強化を促進します。

## **(3) 交通安全対策の強化**

交通事故を未然に防ぐため、川場村社会福祉協議会及び老人クラブ等と連携を図りながら交通安全教室等を開催し交通安全啓発を推進していきます。

また、交通危険か所の把握・点検活動を推進していきます。

高齢者運転免許証自主返納支援事業として、運転免許証を自主返納した 65 歳以上の村民に対し、「運転免許証経歴証明書」の発行手数料（1,100 円）を村で負担し、バスカードを 2 枚交付しています。

## 第2章 生きがいづくりの応援

### 【目指すこと】

- ◎誰もが趣味やスポーツ等の楽しみをもっている
- ◎一人一人の知識や能力を生かす場が地域にある
- ◎生涯現役で過ごす

### <基本施策>

#### 1. 生きがい・地域活動の支援

「人生100年時代」ともいわれるようになり、高齢期を自分らしく生き生きと過ごすことは、個人にとっても、社会にとっても、大切なことです。

初老期の過ごし方が高齢期にも影響することから、一人一人が何処かで、誰かと関わりながら、生涯を通じて活躍できるように、社会参加を促進します。

### 2-1 生きがい・地域活動の支援

スポーツ・レクリエーション環境や生涯学習環境の提供により、村民一人一人が、生涯を通じてスポーツ・レクリエーションや趣味活動を促進します。

また、高齢期を生き生きと過ごせるよう、知識や経験を生かす場の充実を図るとともに、地域交流・世代間交流を促進します。

#### (1) スポーツ・生涯学習活動の促進

##### ①スポーツ活動の促進

高齢者の体力の維持、増進と交流のため、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ等のスポーツ教室や高齢者スポーツ大会等を引き続き村民と一緒に開催します。また、身体状況に応じて楽しめる軽スポーツや体操の普及を促進します。

##### ②生涯学習講座の充実

健康づくり教室やパソコン教室、男性の料理教室等、村民のニーズにあった「高齢者学級」の講座の充実を図ります。

## (2) 高齢者の地域活動の充実

### ①老人クラブ活動の支援

「老人クラブ」では、ボランティア活動、教養活動、レクリエーション活動、健康増進活動等様々な活動を地域単位で行っています。

また、こども園や小中学校等で、高齢者と子どもたちとの交流が図られるような活動を支援するとともに、村の歴史や文化を高齢者から次世代に伝える機会の充実に努めます。

■老人クラブの状況

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
クラブ数	10	10	10	10	10	10
会員数(人)	387	368	351	337	328	321

## 第3章 健康管理・健康づくりの推進

### 【目指すこと】

- ◎一人一人が心と体の健康について意識する
- ◎体を動かす習慣を身につける
- ◎バランスのとれた食生活を送る

### 〈基本施策〉

1. 健康管理

2. 健康づくり

充実した高齢期を健康に送れるよう、生活習慣病の予防や健康づくりを、村民自ら取り組めるように支援をします。

### 3 – 1 健康管理

#### ①健康診査

疾病等の早期発見・早期治療のため、各種健診の機会の拡充を図るとともに、受診率の向上に努めます。また、健康管理のため、保健指導や訪問指導の充実に努めます。

#### ②健康手帳等を活用した自己管理の支援

健康手帳は、健康管理と適切な医療や介護予防事業を受けるために、健康診査の記録等を記入するもので、有効に活用されるように努めます。また、スマートフォンやファイルの活用など、個々に合った健康管理を支援していきます。

## 3 – 2 健康づくり

---

### ①啓発・広報の充実

健康づくりに関して、健康まつり、広報誌、パンフレット等による啓発活動を行うとともに、学校教育、社会教育等と連携を図りながら、講話やパネル展示等により健康づくりについての意識高揚に努めます。

### ②健康づくり活動の促進

村民のスポーツ活動、老人クラブや自主サークル等による健康づくり活動を促進します。また、各種健康づくり講座・教室の開催には、必要に応じて府内の保健担当、社会教育担当や、スポーツクラブや関係機関、団体等と連携を図り、効果的かつ魅力的な教室にするよう努めます。

### ③心の健康づくり

身体の健康づくりと合わせて、心の健康づくりのために、生涯学習等の生きがい施策を推進します。閉じこもり等になるおそれのある人に対しては、介護予防施策と合わせて、地域や家族等との交流を促進します。

地域ぐるみの活動を進めていくために、民生委員や介護予防サポーターとの連携を図るとともに、ゲートキーパーの養成を続け、地域での理解者を増やしていきます。

### ④食生活からの健康づくり

健康づくりの基本として、食生活改善推進員、民生委員や介護予防サポーターとの連携を図りながら、「食生活」について学ぶ機会の充実に取り組んでいきます。

### ⑤保健事業と介護予防の一体的実施

健診や相談、訪問、通いの場等、多様な機会を捉えた基本チェックリスト等の活用により、健康状態の未把握者を含め、支援が必要な方の早期発見・早期支援に努めます。

また、今後の介護需要の増加を踏まえ、壮年期からの連續性を考慮した中長期的な健康づくり・介護予防施策を進めます。

## 第4章 介護予防・生活支援の強化（地域支援事業）

### 【目指すこと】

- ◎できるだけ要介護状態とならないように介護予防に取り組む
- ◎要介護状態や認知症の有無にかかわらず、一人一人の尊厳を大切にする
- ◎家族介護者も安心して過ごせる村

#### ＜基本施策＞

1. 地域包括支援センターを中心とした支援体制の強化
2. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
3. 任意事業の推進

地域支援事業は、主に要介護、要支援の状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能を強化する観点で行う事業です。

## 4 – 1 地域包括支援センターを中心とした支援体制の強化

---

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること」を目的として、公正・中立の立場から、（1）総合相談支援事業、（2）権利擁護のための事業、（3）介護予防ケアマネジメント事業、（4）包括的・継続的ケアマネジメント事業の4つの事業を基本機能として担います。

基本機能の強化を図るとともに、高齢者や家族等の身近な相談窓口として周知をしていきます。

### （1）総合相談支援業務

#### ①初期段階での相談対応

本人、家族、村民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、サービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。

#### ②継続的・専門的な相談支援

初期段階の相談対応で、継続的・専門的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定します。

### （2）権利擁護業務

実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような対応をします。

- ・成年後見制度等の活用
- ・老人福祉施設等への措置の活用
- ・虐待への対応
- ・困難事例への対応
- ・消費者被害の防止

### （3）介護予防ケアマネジメント

介護予防・生活支援サービス事業利用者や要支援認定者に対して、高齢者の自立を支援するため、心身の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行います。

なお、介護保険制度上、要介護から要支援に認定結果が改善した場合、担当介護支援専門員が変更となります。利用者が混乱することのないよう、必要に応じて居宅介護支援事業所への委託をするなど、継続的な支援をしていきます。

## **(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務**

### **①日常的個別指導・相談**

地域の介護支援専門員に対するケアプランの作成技術を指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導、相談への対応に努めます。

### **②支援困難事例等への指導・助言**

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

### **③包括的・継続的なケア体制の構築**

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。

### **④介護支援専門員会議の開催の継続・推進**

地域の介護支援専門員の日常的な業務を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を定期的に開催しており、今後も内容を検討しながら継続していきます。

## **(5) 地域ケア会議の充実**

支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更に問題発生を防止するため、地域の様々な関係者とのネットワークの構築を図っていきます。

地域ケア会議の活用により、介護支援専門員や介護保険サービス提供事業所などとの連携・協力体制を強化し、更に医療機関との連携を積極的に進めています。

本村にあった地域包括ケア体制の構築するため、地域ケア会議を通じて地域課題を明確化するとともに、課題解決に必要な資源開発や地域づくりを行う取り組んでいきます。

## **(6) 生活支援コーディネーターの設置**

生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築や運営をコーディネートする生活支援コーディネーターを配置（社会福祉協議会委託）しています。

生活ニーズが多様化していることから、本村においては、高齢者の生活支援だけでなく、子どもや障害者を含めた支援体制についても、本村の実態にあったコーディネーターの配置を検討していきます。

## **(7) 協議体の設置**

村、地域包括支援センター、社会福祉協議会、村民、社会福祉法人、N P O・ボランティア団体、介護サービス事業所、地縁組織などサービスの関係者が集まり、生活支援サービスの体制整備を進めていきます。

## **(8) 地域包括支援センター運営の基本方針**

運営、配置などの設置方針は、第7期計画を継続するものとします。

介護保険制度改正に伴う業務量の増大が予想されるため、役場との効率的な役割分担を図りながら、施策や事業を推進していくための適切な人員体制等についても検討していくものとします。

### **① 基本方針**

#### **1) 運営の方針**

- ・村の直営方式とします。
- ・介護予防プランの作成等は、地域包括支援センターにおいて、利用者の状況等を考慮し、民間の居宅介護支援事業所の協力を得ながら実施します。
- ・夜間等緊急の相談等に対しても、適切な助言、関係機関等への連絡等の対応を行うものとします。

#### **2) 配置の方針**

- ・村全域を対象として、1か所配置します。

#### **3) 配置場所**

- ・保健センター内に配置します。

### **② 地域包括支援センター運営協議会**

地域包括支援センターの運営方針については、地域包括支援センター運営協議会の議を経ることとし、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図ります。

### **③ 地域包括支援センターの事業評価**

制度運営の中核となっている地域包括支援センターの機能強化にあたり、保険者である村が地域包括支援センター事業を評価する取組を実施します。

## 4 – 2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者又は介護予防・生活支援サービス事業対象者に、①訪問型サービス、②通所型サービス、③生活支援サービスを提供する事業です。

本村においては、訪問型サービス、通所型サービスともに従前の介護予防給付から移行した事業所と、介護予防・生活支援サービス事業、通所型サービスCを提供しています。

#### ①訪問型サービス

訪問型サービスは、従前の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなります。多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援等があります。

本村では、訪問介護相当サービスのみですが、多様なサービスの提供に向けた検討を進めています。

##### ■訪問型サービスの類型（国の基準）

	従前の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	訪問介護	訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	訪問型サービスB（住民主体による支援）	訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	訪問型サービスD（移動支援）
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状 ・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADL の改善に向けた支援が必要なケース ※3~6か月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業所指定	事業所指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業所)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

## ②通所型サービス

通所型サービスは、従前の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなります。多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスが想定されます。本村では、通所介護相当サービスと通所型サービスCを提供していますが、介護予防の観点から多様なニーズに対応するため、他の多様なサービスの提供に向けた検討を進めていきます。

### ■通所型サービスの類型（国の基準）

	従前の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	訪問介護	訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	訪問型サービスB（住民主体による支援）	訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	訪問型サービスD（移動支援）
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース（例） ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状 ・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADL の改善に向けた支援が必要なケース ※3～6か月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる	
実施方法	事業所指定	事業所指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者（例）	訪問介護員（訪問介護事業所）	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）	

（単位：人）

事業／サービス種別・項目	第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) (見込値)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
<b>介護予防・生活支援サービス事業</b>								
訪問介護相当サービス	19	59	68	67	68	67	66	54
通所介護相当サービス	140	197	229	228	229	228	223	182
通所型サービスC	105	109	114	106	106	106	106	106

※1月当たりの利用者数。

### **③その他の生活支援サービス**

その他の生活支援サービスは、「栄養改善を目的とした配食」や「住民ボランティア等が行う見守り」、「訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）」からなります。

訪問型サービスと通所型サービスの提供体制と合わせて、本村に適した生活支援サービスのあり方を検討していきます。

### **④介護予防支援事業（ケアマネジメント）**

介護予防・生活支援サービス事業対象者等に対して、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所が訪問型・通所型サービスや生活支援サービス等のケアマネジメントを行います。

## **(2) 一般介護予防事業**

元気な高齢者を含む全ての第1号被保険者を対象に介護予防を図ります。

### **① 介護予防普及啓発事業**

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、介護予防に関する講演会や教室を開催するほか、パンフレットの作成・配布等により、啓発の強化を図ります。

現在2つの介護予防教室を実施していますが、高齢者のニーズに合わせ、新たな教室の実施も検討していきます。

### **②地域介護予防活動支援事業**

介護予防サポーターなどの介護予防に関するボランティアなど人材育成のための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業などに取り組んでいきます。

### **③介護予防事業評価事業**

年度ごとに、定められた事業評価項目に沿って、口腔ケア、栄養、運動機能、脳トレなどの各事業が適切な手順・過程を経て実施できているか、取組の状況を評価するなど、効果的な事業を検討していきます。

### **④介護予防事業対象者の把握事業**

関係機関等との情報共有や訪問活動等をとおして、事業対象者の把握を行い、適切な介護予防につなげていきます。

### **⑤地域リハビリテーション活動支援事業**

地域における介護予防の取組を充実強化するために、介護予防事業を行う場にリハビリテーション専門職等の参加や指導を促進します。

■一般介護予防事業の実績及び第8期計画（延べ開催数）

	第7期計画(実績)			第8期計画(見込値)		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護予防普及啓発事業	61	46	42	85	85	85
なかよし教室	11	-	-	-	-	-
独居老人の集い	1	-	1	1	1	1
ヘルスアップ教室	24	22	20	24	24	24
ほっこり教室	24	22	20	24	24	24
にっこり教室				36	36	36
地域介護予防活動支援事業	12	12	20	21	21	21
地区サロンの協力	8	9	18	18	18	18
介護サポーター研修	4	3	2	3	3	3
介護予防事業施策評価事業	8	8	8	10	10	10
ヘルスアップ教室	2	2	2	2	2	2
ほっこり教室	2	2	2	2	2	2
にっこり教室				2	2	2
ハッスル教室	2	2	2	2	2	2
すこやか教室	2	2	2	2	2	2
地域リハビリテーション活動支援事業	79	79	70	78	80	80
ハッスル教室	37	35	32	32	32	32
すこやか教室	37	35	32	32	32	32
ヘルスアップ教室	2	2	2	2	2	2
ほっこり教室	3	7	4	6	6	6
にっこり教室				6	6	6
居場所づくり	0	0	0	0	2	2

## 4 – 3 任意事業の推進

---

### (1) 介護給付等費用適正化事業

サービス利用者にとって不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、利用者に適切なサービスを提供できる環境を整備するとともに、介護給付費の適正化を図るための事業を行います。

### (2) 家族介護支援事業

#### ①認知症高齢者見守り事業

認知症になっても住み慣れた地域に安心して生活できるよう、認知症に対する理解を深め、認知症の方やその家族に寄り添った支援をするため、地域における社会資源を活用した認知症等見守りネットワークの構築を目指します。認知症高齢者の相談窓口の充実、認知症に関する知識の普及、認知症センターの研修等を行います。

また、認知症疾患医療センター等との連携も図り、適切なサービスが提供できるように努めます。

#### ・②家族介護者教室

高齢者等を介護する家族等に対し、適正な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を実施します。

#### ③家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減させるための事業を継続して実施するとともに、介護者相互の交流を図ります。この事業は、川場村社会福祉協議会に委託し実施します。

	第7期計画(実績)			第8期計画(見込値)		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
家族介護継続支援事業(在宅介護者の集い)	3回	3回	3回	3回	3回	3回

#### ⑤介護慰労金支給事業

概ね1年以上、寝たきり（要介護4・5の者対象）状態にあり、6ヶ月以上にわたり家族が介護を行っている世帯に介護慰労金を支給します。

介護保険事業の地域支援事業として実施するか、村の単独事業として継続するか事業のあり方について検討していきます。

### (3) その他の事業

#### ①成年後見制度利用支援事業

判断能力の不十分な高齢者等が、成年後見制度を利用し地域で自立した生活を営むことができるよう環境整備を行い、市町村申立てに要する経費や低所得者等の法定後見人の報酬費用の助成を行います。

#### ②認知症サポーターの養成

認知症高齢者等が地域で生活していくためには、周囲の人のあたたかい見守り支援が必要です。地域で認知症の理解を深めバリアフリー化を推進するため、中学校、村内の団体・サロン等や各事業所等において、認知症サポーターの養成を継続して推進していきます。

#### ③地域自立支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続するため、配食サービスボランティア等による見守りを実施し、地域包括支援センターへの報告等によりネットワーク形成を図ります。この事業は、川場村社会福祉協議会に委託し実施します。

	第7期計画(実績)			第8期計画(見込値)		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域自立支援事業 (配食ボランティア・実施回数)	78	57	92	100	100	100

## (4) 介護保険事業以外の暮らしの支援

### ①配食サービス

対象者は、独居高齢者及び高齢者世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者で安定した食生活を送ることが困難な方に、栄養バランスのとれた昼食の配食サービスを週2回実施します。この事業は、川場村社会福祉協議会へ委託します。

### ②軽度生活支援事業（要介護（支援）認定者・基本チェックリスト対象者以外）

対象者は、独居高齢者及び高齢者世帯の虚弱高齢者等で、日常生活で支援を必要としている方へ、生活支援の状況に応じ、調理、洗濯、掃除、相談、その他日常生活をする上で必要な支援等を行います。この事業は、川場村社会福祉協議会へ委託します。

### ③一人暮らし高齢者交流会

独居高齢者を対象に、こども園児等の世代間交流や参加者相互の交流を図ります。この事業は、川場村社会福祉協議会へ委託します。

### ④緊急通報体制等整備事業

独居高齢者等に緊急通報装置を貸与し、急病時や災害発生時の迅速かつ適切な対応体制の整備を図ります。

### ⑤福祉有償運送

介護保険法に基づいて要介護認定を受けた者、身体障害者手帳の交付を受けた者、障害者総合支援法に基づいて障害程度区分認定を受けた者であって、単独では公共交通機関を利用する事が困難な者に有償で外出のための運送サービスを行うもので、社会福祉協議会が実施しています。

なお、運転免許証の返納などにより、日常生活の移動が困難な高齢者が増加していることから、ボランティア等による移送手段の確保など、本村にあった生活の足の確保について検討していきます。

### ⑥安心カード設置事業

独居高齢者、二人暮らし高齢者、要援護者（身体障害者等）、希望者を対象に災害時等の緊急時、早期に対象者の救護の一助となるよう安心カードを設置します。

	第7期計画(実績)			第8期計画(見込値)		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
配食サービス	78	57	92	100	100	100
軽度生活支援事業(利用者数)	1	1	1	1	1	1
一人暮らし高齢者交流会(開催回数)	2	1	1	2	2	2
緊急通報体制等整備事業(世帯数)	5	8	5	6	6	6
福祉有償運送(利用者数)	29	34	36	40	40	40
安心カードの設置(世帯数)	86	111	122	160	160	160

## 第5章 介護給付等サービス計画

### 【目指すこと】

- ◎一人一人の意志を尊重し、その人に適した介護サービスを提供する
- ◎要介護状態等となっても、利用者と介護者が一緒に状態の改善に取り組む
- ◎認知症の有無にかかわらず、尊厳に配慮したケアが受けられる

### <基本施策>

1. 予防給付・介護給付サービスの基本方針
2. 日常生活圏域の設定と地域密着型サービスの基盤整備方針
3. 介護保険サービスの概要と利用見込み
4. 介護給付等の適正化への取組及び目標設定  
(市町村介護給付適正化計画)
5. 持続可能なサービス提供基盤の充実

介護保険制度には、要介護状態にあわせて要支援1・2に対する「予防給付サービス」と要介護1～5に対する「介護給付サービス」があります。また、介護サービスには、都道府県が介護サービス事業所の指定を行う介護サービスと、市町村が指定を行う介護サービスがあり、後者を「地域密着型サービス」といいます。

## **5 – 1 介護予防給付・介護給付サービスの基本方針**

---

### **(1) 介護予防給付サービスの基本方針**

介護予防給付サービスは、要支援1・2に対し、状態の改善と悪化の予防を目的として提供するサービスです。利用者本人のできることを増やし、生き生きとした生活を送れるよう支援するサービスで、要介護1～5を対象とする介護給付とは区分されていることから、介護予防を意識したサービスの提供を促進します。

#### **①生活機能向上の意欲を高めるサービス**

利用者の意向や個別性を尊重しながら、本人や家族とともに目標を設定し、その達成を支援することで生活機能向上の意欲を高めるサービスを提供します。

#### **②介護予防・日常生活支援総合事業と予防給付の適切な提供**

介護予防・日常生活支援総合事業サービスの「訪問型サービス」と「通所型サービス」と介護予防給付の適切な組み合わせにより、サービスを提供します。

### **(2) 介護給付サービスの基本方針**

要介護状態になったときに住み慣れた自宅での生活を希望する村民は多く、要介護認定者及びその家族を支援するための在宅介護基盤の強化や、医療と介護の連携を推進していきます。

#### **①自宅で暮らし続けるための居宅サービス**

住み慣れた家庭や地域で安心して介護サービスを受けることができるよう、事業者との連携によりサービスの確保・充実に努めます。

また、介護保険サービスに合わせて福祉サービスを適切に利用することにより、生き生きとした在宅生活が送れるように支援します。

#### **②心身状態の改善を目指す介護施設サービス**

利用者の心身状態の改善に向けて、専門的な介護技術や環境の充実、リハビリテーション機能の向上を促進します。また、介護保険施設や居宅介護支援事業所と連携を図りながら、施設から在宅への復帰へのスムーズな移行を支援します。

また、施設については、要介護度の高い人を中心としていきます。特別養護老人ホームにおいては、原則要介護3～5に限定されます。

### (3) 介護保険施設・居住系サービスの整備計画

第7期計画期間中の施設・居住系サービスの整備計画は下記のとおりです。

■介護保険施設（村内）施設整備目標

	令和2年度 現在	第7期計画			令和5年度末
		平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	
介護医療院					
介護老人福祉施設(地域密着型)	90 床(20 床)				90 床(20 床)
介護老人保健施設	87 床				87 床
特定施設入所者生活介護	356 床				356 床
認知症対応型共同生活介護	0 床				0 床

## 5 – 2 日常生活圏域の設定と地域密着型サービスの基盤整備方針

---

「地域密着型サービス」とは、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、身近な地域で提供されるサービスです。

地域密着型サービスでは、本村（保険者）が事業所指定、指導監督を行い、原則として、村民（被保険者）のみが利用できるサービスです。

### （1）日常生活圏の設定と基本方針

#### ①住み慣れた地域で暮らし続けられる

地域密着型サービスは、住み慣れた地域でのサービス利用を可能とする観点から、市町村域を幾つかに区分した「日常生活圏域」ごとに介護基盤を整備することが必要です。一般的な生活圏域としては、「小学校区（徒步圏域）」「中学校区（徒步・自転車圏域）」「買い物・通院圏域（自転車圏域）」「通勤・買い物回り品の生活圏域（マイカー圏域）」等があります。本村においては、サービス基盤や人口等を勘案し、引き続き村全域を一つの日常生活圏域としますが、サービスの利用については利根沼田地域を一つの日常生活圏域と捉え各市町村との同意を経てサービスの相互利用を行います。

#### ②地域に根ざしたサービスの実現

地域密着型サービスは、本村の果たすべき役割が特に大きいことから、サービス事業所との連携強化を図ります。

### （2）川場村における地域密着型サービスの基盤整備

本村の地域密着型サービスは、令和2年度末現在、地域密着型老人福祉施設ユニット型（1施設・20人）がありますが、新たな整備は見込まないこととします。その他のサービスについては、本計画機関においては、整備を見込まないものとします。

## 5 – 3 介護保険サービスの概要と利用見込み

介護保険制度で利用できる介護サービスは、要支援1・2に対する「予防給付サービス」と要介護1～5に対する「介護給付サービス」があります。なお、要支援の状態ではないものの、生活機能が低下している「予防事業対象者」は、「訪問型サービス」や「通所型サービス」等を利用することができます。

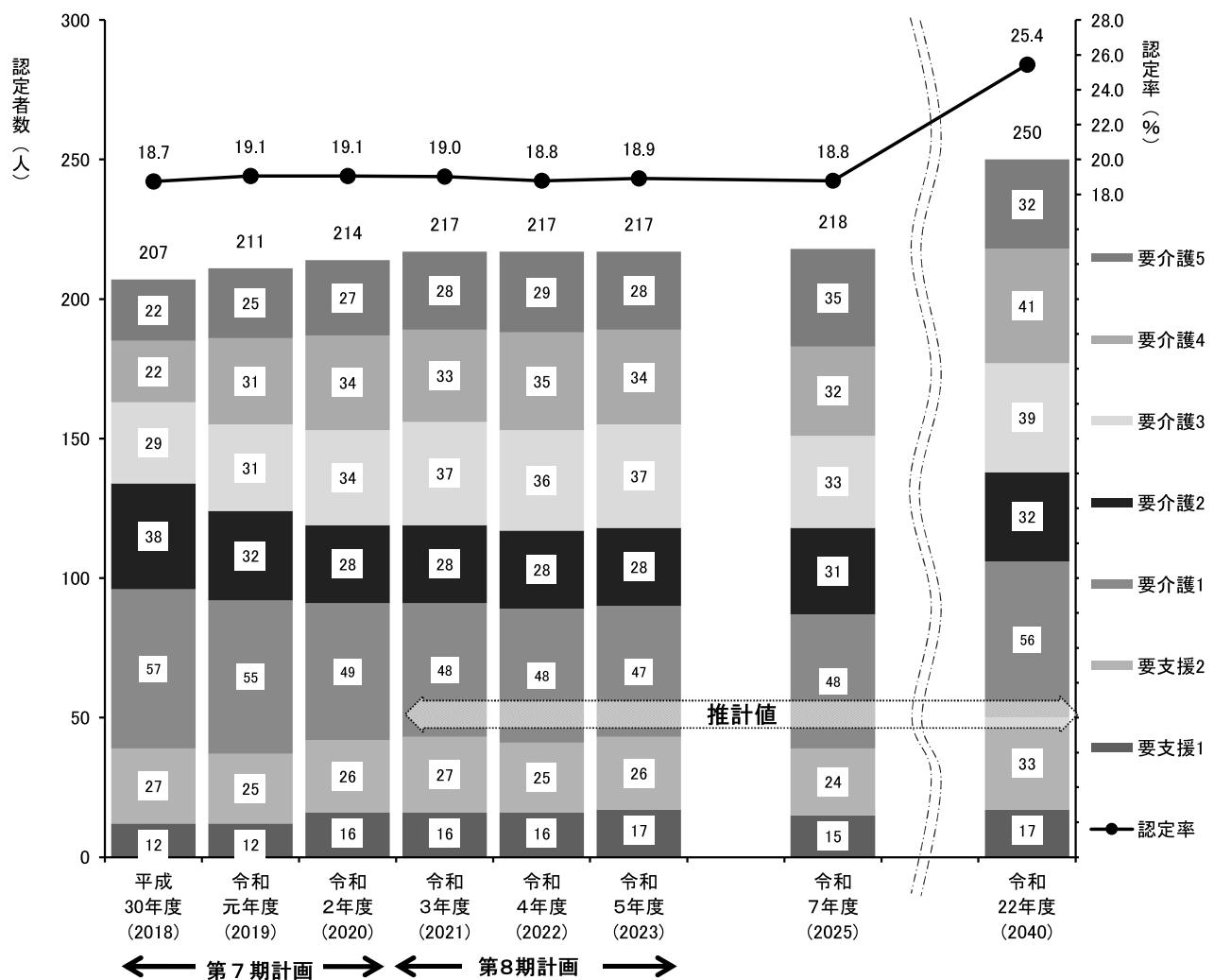
### ■ 提供する予防給付サービス・介護給付サービスの種類

	都道府県が指定・監督	市町村が指定・監督
予防給付サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>◎予防給付サービス<ul style="list-style-type: none"><li>【訪問サービス】<ul style="list-style-type: none"><li>・介護予防訪問入浴介護</li><li>・介護予防訪問看護</li><li>・介護予防訪問リハビリテーション</li><li>・介護予防居宅療養管理指導</li></ul></li><li>【通所サービス】<ul style="list-style-type: none"><li>・介護予防通所リハビリテーション</li><li>【短期入所サービス（ショートステイ）】<ul style="list-style-type: none"><li>・介護予防短期入所生活介護</li><li>・介護予防短期入所療養介護</li></ul></li><li>【その他】<ul style="list-style-type: none"><li>・介護予防福祉用具貸与</li><li>・介護予防特定福祉用具販売</li><li>・介護予防住宅改修</li></ul></li></ul></li><li>◎居住系サービス<ul style="list-style-type: none"><li>・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）</li></ul></li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◎地域密着型介護予防サービス<ul style="list-style-type: none"><li>【通い・訪問・泊まり】<ul style="list-style-type: none"><li>・介護予防小規模多機能型居宅介護</li></ul></li></ul></li><li>【通所サービス】<ul style="list-style-type: none"><li>・介護予防認知症対応型通所介護</li></ul></li><li>◎介護予防支援（ケアプランの作成）</li><li>◎居住系サービス<ul style="list-style-type: none"><li>・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li></ul></li></ul>
介護給付サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>◎居宅サービス<ul style="list-style-type: none"><li>【訪問サービス】<ul style="list-style-type: none"><li>・訪問介護（ホームヘルプサービス）</li><li>・訪問入浴介護</li><li>・訪問看護</li><li>・訪問リハビリテーション</li><li>・居宅療養管理指導</li></ul></li><li>【通所サービス】<ul style="list-style-type: none"><li>・通所介護（デイサービス）</li><li>・通所リハビリテーション（デイケア）</li></ul></li><li>【短期入所サービス（ショートステイ）】<ul style="list-style-type: none"><li>・短期入所生活介護</li><li>・短期入所療養介護</li></ul></li><li>【その他】<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉用具貸与</li><li>・特定福祉用具販売</li><li>・居宅介護住宅改修</li></ul></li><li>◎居住系サービス<ul style="list-style-type: none"><li>・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）</li></ul></li><li>◎施設サービス<ul style="list-style-type: none"><li>・介護老人福祉施設</li><li>・介護老人保健施設</li><li>・介護医療院</li><li>・介護療養型医療施設（令和5年度末廃止予定）</li></ul></li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◎地域密着型サービス<ul style="list-style-type: none"><li>【訪問サービス】<ul style="list-style-type: none"><li>・夜間対応型訪問介護</li><li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li></ul></li></ul></li><li>【通所サービス】<ul style="list-style-type: none"><li>・認知症対応型通所介護</li><li>・地域密着型通所介護</li></ul></li><li>【通い・訪問・泊まり】<ul style="list-style-type: none"><li>・小規模多機能型居宅介護</li><li>・看護小規模多機能型居宅介護</li></ul></li><li>◎居宅介護支援（ケアプランの作成）</li><li>◎居住系サービス<ul style="list-style-type: none"><li>・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li><li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li></ul></li><li>◎施設サービス<ul style="list-style-type: none"><li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li></ul></li></ul>

## (1) 要介護認定者数の推計

介護給付、予防給付の対象となる要介護（支援）認定者数は、第8期計画期間の令和3～5年度は220人台で推移し、要介護（支援）認定率は19.5%程度で推移すると予想されます。

■要介護（支援）認定者数・認定率の推計（第2号被保険者を含む）



※認定者数：第2号被保険者を含む認定者数

認定率：第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者（第2号被保険者を除く）の割合。

出典：地域包括ケア「見える化システム」による推計結果

## (2) 居宅サービス概要と利用見込み

介護保険の給付対象となる居宅サービスには、次の介護（予防）サービスと地域密着型サービスがあります。

### ①サービスの概要

#### ■ケアプランの作成

サービス名	概 要
居宅介護支援 〔介〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付の適切な利用が可能となるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護認定者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画に基づく介護サービスの提供が確保されるよう事業所との連絡調整を行い、又は、要介護認定者が介護保険施設に入所する場合に介護保険施設への紹介等を行っています。</li> <li>・提供機関：居宅介護支援事業所</li> </ul>
介護予防支援 〔予〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防給付の適切な利用が可能となるよう、地域包括支援センターの保健師等が、要支援認定者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画に基づく介護予防サービス（在宅サービス）の提供が確保されるよう事業所との連絡調整を行っています。</li> <li>・提供機関：地域包括支援センター</li> </ul>

#### ■居宅サービス

サービス名	概 要
<b>自宅に訪問してもらい利用する介護サービス</b>	
訪問介護 (ホームヘルプ) 〔介〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。</li> </ul>
訪問看護 〔介 予〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾患等がある人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助が受けられます。</li> </ul>
訪問入浴介護 〔介 予〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定者等の家庭を入浴車等で訪問し、入浴の介護が受けられます。</li> </ul>
訪問リハビリテーション 〔介 予〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーションが受けられます。</li> </ul>
居宅療養管理指導 〔介 予〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導が受けられます。</li> </ul>
<b>日帰りで利用する介護サービス</b>	
通所介護 (デイサービス) 〔介〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護施設に通い（日帰り）、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援が受けられます。</li> </ul>
通所リハビリテーション (デイケア) 〔介 予〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健施設や医療機関等に通い（日帰り）、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションが受けられます。</li> </ul>
<b>短期間泊まって利用する介護サービス</b>	
短期入所(ショートステイ) 〔介 予〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>○短期入所生活介護 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設に短期間入所して、食事・入浴・排泄など日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</li> </ul> </li> <li>○短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医学的な管理のもとで、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。</li> </ul> </li> </ul>

福祉用具・住宅改修	
福祉用具貸与 〔介 予〕	・日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。 ※要支援1・2及び要介護1の方は原則として、車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフトは利用できません。
福祉用具購入費の支給 〔介 予〕	・排泄や入浴に使われる貸与になじまない福祉用具を、指定された事業所から購入した場合、費用額の9~7割が支給されます。年間10万円の費用額が上限となります。
住宅改修費の支給 〔介 予〕	・手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、費用額の9~7割が支給されます。20万円の費用額が上限となります。

〔介〕：要介護1～5 〔予〕：要支援1・2の人が利用可能なサービスです。

## ②サービス利用者数の見込み

### ■介護予防給付サービス利用見込み

単位:各項目の( )内

	第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) (見込値)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
<b>介護予防サービス</b>								
介護予防訪問入浴介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	人数(人)	2	3	4	3	3	3	3
	回数(回)	7	12	14	12	12	12	15
介護予防訪問リハビリテーション	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	1	1	0	1	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	11	10	8	9	9	9	12
介護予防短期入所生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	2	1	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	16	15	14	14	15	16	19
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	0	0	0	1	1	1	1
介護予防住宅改修	人数(人)	0	0	0	1	1	1	1
介護予防支援	人数(人)	22	22	21	24	23	25	26

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

■介護給付サービス利用見込み

単位:各項目の( )内

	第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020) (見込値)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 7年度 (2025)	令和 22年度 (2040)
<b>居住サービス</b>								
訪問介護	人数(人)	19	16	17	17	18	18	18
	回数(回)	277	231	210	216	226	226	227
訪問入浴介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	人数(人)	10	12	14	15	15	16	18
	回数(回)	96	132	102	114	114	119	112
訪問リハビリテーション	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
居住療養管理指導	人数(人)	10	12	15	14	14	14	15
通所介護	人数(人)	55	60	53	58	59	60	61
	回数(回)	712	848	813	830	841	856	868
通所リハビリテーション	人数(人)	24	16	11	17	17	17	18
	回数(回)	186	145	109	140	140	140	141
短期入所生活介護	人数(人)	10	11	12	12	12	12	12
	日数(日)	78	111	116	110	110	110	113
短期入所療養介護	人数(人)	2	2	5	2	2	2	2
	日数(日)	11	9	19	10	10	10	10
福祉用具貸与	人数(人)	37	41	37	40	40	38	45
特定福祉用具購入費	人数(人)	1	1	0	2	2	2	2
住宅改修費	人数(人)	0	0	0	2	2	2	2
居宅介護支援	人数(人)	79	82	75	77	77	77	83

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

### (3) 地域密着型サービス概要と利用見込み・整備計画

地域密着型サービスは、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、当該市町村内で利用及び提供するサービスです。

#### ①サービスの概要

サービス名	概要
<b>自宅に訪問してもらい利用する介護サービス</b>	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 〔介〕	・重度者をはじめとした要介護（支援）認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応をするサービスです。
夜間対応型訪問介護 〔介〕	・24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスです。
<b>日帰りで利用する介護サービス</b>	
認知症対応型通所介護 〔介〕〔予〕	・認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護サービスです。
地域密着型通所介護 〔介〕	・サービス内容は居宅サービスの通所介護と同じです。 ※平成28年度より、小規模型（利用定員18名以下）は、地域密着型サービスに移行しました。
<b>訪問・通う・泊まるを組み合わせた介護サービス</b>	
小規模多機能型居宅介護 〔介〕〔予〕	・通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりを組み合わせて多機能なサービスが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) 〔介〕	・小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

#### ②基盤整備方針

地域密着型サービスについては、新たな整備は見込まないものとします。なお、第8期計画期間中に事業者から整備について協議等があった場合、第9期計画期間での整備を検討するものとします。

### ③サービス利用者数の見込み

#### ■地域密着型サービス（介護予防給付）利用見込み

単位：各項目の( )内

	第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020) (見込値)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 7年度 (2025)	令和 22年度 (2040)
<b>地域密着型介護予防サービス</b>								
介護予防認知症対応型通所介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	1	1	0	1	1	1	1

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

#### ■地域密着型サービス（介護給付）利用見込み

単位：各項目の( )内

	第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020) (見込値)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 7年度 (2025)	令和 22年度 (2040)
<b>地域密着型サービス</b>								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	人数(人)	1	1	0	2	2	2	3
	回数(回)	4	12	0	13	13	13	18
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	2	1	1	3	3	3	3
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

## (4) 施設・居住系サービスの利用見込み・整備計画

可能な限り住み慣れた地域に住み続けられるよう、在宅での暮らしを支援するとともに、心身の状況等に応じて、介護保険施設や居住系サービスの利用できるように、認知症対応型共同生活介護などを、計画的に整備を進めるとともに、介護老人福祉施設などの広域的な施設については、県や関係機関の調整を行います。

### ①サービスの概要

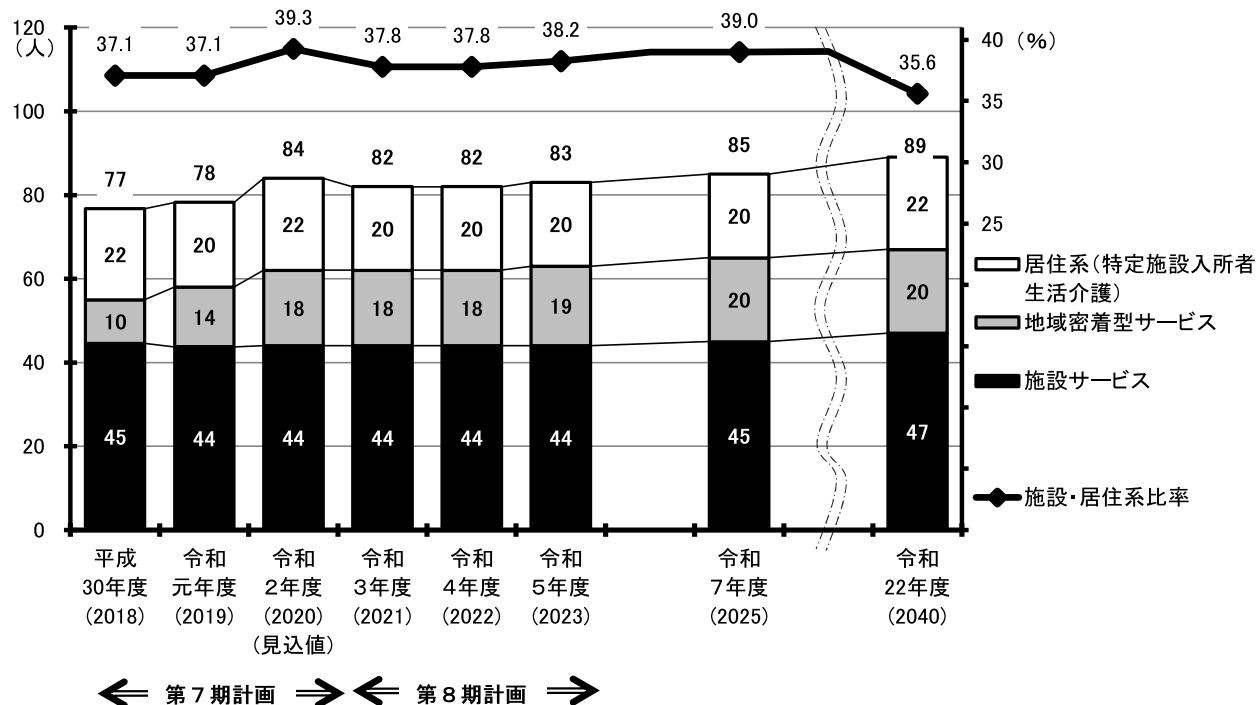
#### ■施設・居住系サービス等

サービス名	概要
施設等で利用する介護サービス	
介護老人福祉施設 〔介〕 (特別養護老人ホーム)	・寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活の世話を受けられます。
介護老人保健施設 〔介〕 (老人保健施設)	・病状が安定している人に対して、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、在宅への復帰の支援が受けられます。
介護医療院【新制度】	・今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設です
介護療養型医療施設 〔介〕	・急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。
有料老人ホームや高齢者用住宅で利用する介護サービス(居宅サービス)	
特定施設入居者生活介護 〔予〕〔介〕	・有料老人ホームやケアハウス等に入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護が受けられます。
小規模な施設等で暮らしながら利用する介護サービス(地域密着型サービス)	
認知症対応型共同生活介護 〔グループホーム〕 〔介〕〔予〕	・認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同で生活をする住宅です。※要支援1の方は利用できません。
地域密着型介護 老人福祉施設 〔介〕	・「介護老人福祉施設」と同様のサービスが提供されますが、小規模(30人未満)となります。複数の小規模拠点(定員5名程度)が、地域内で分散して提供される場合もあります。
地域密着型特定施設 入居者生活介護 〔介〕	・「特定施設入居者生活介護」と同様のサービスが提供されますが、小規模(30人未満)となります。

## ②サービス利用者数の見込み

施設・居住系サービスの利用を以下のとおり見込みます。それらの状況を踏まえた上で、計画的な整備に努めます。なお、要介護（支援）認定者のうち、下記の施設・居住系サービス利用者を除いた者が、居宅サービスの利用対象者となります。

### ■施設・居住系サービス利用者数の見込み



※地域密着型サービス：認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設  
※施設・居住系比率は、第2号被保険者を含む認定者数に対する割合。

	(単位:人)							
	第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) (見込値)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
<b>居住系サービス</b>								
特定施設入居者生活介護	4	3	1	1	1	1	1	1
介護給付(要介護)	17	17	21	19	19	19	19	21
<b>地域密着型サービス</b>								
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付(要支援)	3	2	2	2	2	2	2	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	8	12	16	16	16	17	18	18
<b>施設サービス</b>								
介護老人福祉施設	21	23	23	23	23	23	23	24
介護老人保健施設	23	21	21	21	21	21	22	23
介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0

※地域密着型サービスのうち、地域密着型特定施設入居者生活介護と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び施設サービスは、要支援では利用することができません。

## 5 – 4 介護給付等の適正化への取組及び目標設定（市町村介護給付適正化計画）

---

介護給付の適正化を図ることにより、適切な介護サービスを確保するとともに、介護保険制度の信頼感を高めることとなります。

要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適切化、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化をより一層充実させ、介護給付費及び介護保険料の増大への抑制に努めます。

事業名	内容・方針	第8期計画の目標
①要介護認定の適正化	適切かつ公平な要介護認定の確保のため、認定調査内容の書面審査等の実施を通じて適正化を図ります。	認定調査員の研修への受講により、均一化・公平化を図るとともに、認定調査票の内容確認点検を実施します。
②ケアプランの点検	研修等を通じて介護支援専門員や点検に携わる職員の能力向上を図るとともに、点検の実施を通じて受給者が必要なサービスの確保を図ります。	研修参加による能力向上と群馬県国保連合会のケアプラン点検システムの活用により、効率的な点検を実施します。
③住宅改修等の点検	住宅改修等を必要とする受給者の実態確認や見積書の点検、訪問調査の実施を通じて、受給者に必要な生活環境の確保、給付の適正化を図ります。	受給者に適切な生活環境を確保するための住宅改修となるよう。現地確認を実施します。
④縦覧点検	介護給付費の縦覧点検の実施を通じて、誤請求・重複請求などを排除し適正な給付を図ります。	群馬県国保連合会に業務委託し、誤請求・重複請求など、確実な過誤処理を実施します。
⑤介護給付費通知	受給者に対して介護報酬の請求及び費用の給付情報を通知することで、受給者や事業所に適切なサービス利用と提供並びに普及啓発を促します。	受給者や介護事業所等が、介護サービス内容や履歴を把握でき、適切な給付につながるよう、3か月ごとにサービス利用状況を通知します。

## 5－5 持続可能なサービス提供基盤の充実

---

### (1) サービスの質の向上

#### ①村の役割及び適正な指導・監督

地域密着型サービスについては、本村が指定権限をもつことから、適正な指導・監督を行います。その他のサービスについても、群馬県やサービス事業所との連携により、サービスの質の向上に努めます。

#### ②介護支援専門員の資質・専門性の向上

介護支援専門員の資質の向上を図るため、5年ごとの資格更新時には研修の受講が義務付けられています。研修を通じて介護支援専門員としての資質や専門性の向上を図り、利用者への適切なサービス提供に努めます。

一定年数以上の実務経験を有する介護支援専門員で、所定の研修を修了すると、「主任介護支援専門員」として認定されます。

### (2) 介護人材の確保に向けた取組の推進

介護保険制度の円滑な運営にあたり、介護人材の確保に向けた取組の推進を図る必要があります。

#### ①事業所の介護人材の確保・定着を支援する取組の検討

介護サービス事業所、介護施設に従事する人材の確保と定着を支援するための取組について検討します。

研修の受講に要した費用（介護職員初任者研修、介護福祉士の資格取得のための実務者研修及び介護技術講習等）の一部助成等の支援策を考えています。

#### ②業務効率化の促進

介護従業者の負担軽減のため、介護ロボットやICTの導入や活用するなど業務の効率化を促進します。

また、国が示す方針に基づく介護サービス事業所の各種申請に係る様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化を進めます。

### **(3) 共生型サービスの検討**

国の地域共生社会の実現に向けた取組において、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障害福祉サービス両方の制度に、新たに共生型サービスが位置付けられます。

国における指定基準等の検討状況や当サービスへの事業所の参入意向を把握しつつ、関係機関相互の連携を図り検討を進めます。

### **III 介護保険事業費の見込み**

---

# 第1章 介護保険事業費等の見込み（暫定値）

## 1-1 介護保険事業費等の見込み

下記の手順で、介護保険サービス量、第1号被保険者の月額基準保険料額を算出します。

### ステップ1 第1号被保険者数・要介護（支援）認定者数の見込み

#### 1-1 第1号被保険者数（※P29）

- 男女別・年齢別人口の推計

#### 1-2 要介護（支援）認定者数（※P67）

- 男女別・5歳階級別の要介護（支援）認定率をもとに推計



### ステップ2 サービス別の利用者数・利用回数等の見込み

#### 2-1 施設等サービス利用者（※P74）

- 施設等の整備計画を踏まえた入所見込者数の設定

#### 2-2 居宅サービス・地域密着型サービス（※P69～72）

- 施設等サービス利用者を除いた要介護認定者を介護度別の対象者数に各サービスの利用率を乗じてサービス量（利用者数・利用回数）を推計



### ステップ3 介護保険事業費等の見込み

#### 3-1 介護給付費の見込み

- 予防給付費・介護給付費の推計
  - ・予防給付、介護給付の各サービスの1人当たりサービス費用をもとに総事業費を算出
- 地域支援事業費の推計
  - ・介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費の算出

#### 3-2 総費用の見込み

- 介護給付費・予防給付費+地域支援事業費+その他



### ステップ4 第1号被保険者の介護保険料の設定

#### 4-1 基準月額保険料の設定

- 1号被保険者の負担総額÷65歳以上人口（3年間）

#### 4-2 所得段階別保険料額の設定

## (1) 介護給付費の見込み

サービス見込み量に、サービスごとの利用 1回・1日当たり（又は1月当たり）給付額を乗じて総給付費を求めます。

### ①介護予防給付（要支援1・2）

単位：千円

	第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) (見込値)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
<b>介護予防サービス</b>								
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	414	767	954	762	762	762	762	953
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	72	60	0	65	65	65	65	65
介護予防通所リハビリテーション	4,183	4,468	3,921	3,913	3,915	3,915	3,915	5,144
介護予防短期入所生活介護	0	40	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	177	119	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,032	1,114	1,192	1,024	1,076	1,129	1,129	1,373
特定介護予防福祉用具購入費	26	63	0	149	149	149	149	149
介護予防住宅改修	105	50	0	240	240	240	240	240
介護予防特定施設入居者生活介	4,337	3,833	673	677	677	677	677	677
<b>地域密着型介護予防サービス</b>								
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介	972	570	0	860	861	861	861	861
介護予防認知症対応型共同生活	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	1,183	1,154	1,125	1,268	1,215	1,320	1,372	1,690
<b>合計</b>	<b>12,500</b>	<b>12,237</b>	<b>7,864</b>	<b>8,958</b>	<b>8,960</b>	<b>9,118</b>	<b>9,170</b>	<b>11,152</b>

※給付費は年度間累計の金額。千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

### ②介護給付（要介護1～5）

単位：千円

	第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) (見込値)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
<b>居宅サービス</b>								
訪問介護	8,292	8,355	7,415	7,535	7,934	7,934	8,058	9,122
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	4,411	6,122	4,758	6,033	6,036	6,266	5,890	6,598
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	704	822	953	948	948	948	948	1,018
通所介護	63,510	77,819	77,058	78,811	80,232	82,062	82,769	91,774
通所リハビリテーション	17,866	13,788	10,885	14,284	14,292	14,292	13,932	14,486
短期入所生活介護	7,148	9,982	11,075	10,203	10,208	10,208	10,456	10,456
短期入所療養介護	1,361	1,266	2,623	1,353	1,354	1,354	1,354	1,354
福祉用具貸与	5,254	6,082	5,950	6,453	6,595	6,563	5,923	6,982
特定福祉用具購入費	319	181	0	468	468	468	468	468
住宅改修費	166	663	0	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
特定施設入居者生活介護	35,460	34,881	44,797	40,092	40,114	40,114	40,114	43,977
<b>地域密着型サービス</b>								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	192	379	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	444	1,404	0	1,890	1,891	1,891	2,483	2,483
小規模多機能型居宅介護	3,728	4,518	2,814	6,530	6,534	6,534	6,534	6,534
認知症対応型共同生活介護	7,818	7,401	6,049	6,544	6,548	6,548	6,548	6,548
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	24,165	38,098	54,593	54,476	54,339	57,537	62,260	62,260
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>施設サービス</b>								
介護老人福祉施設	61,286	66,754	69,685	69,786	69,825	69,825	69,825	73,836
介護老人保健施設	70,774	66,039	62,439	63,458	63,493	63,493	66,013	68,533
介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅介護支援	13,054	15,674	14,961	15,219	15,228	15,199	15,231	16,415
<b>合計</b>	<b>325,951</b>	<b>360,230</b>	<b>376,054</b>	<b>385,163</b>	<b>387,119</b>	<b>392,316</b>	<b>399,886</b>	<b>423,924</b>

※給付費は年度間累計の金額。千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

## (2) 地域支援事業費の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費の見込みは下表のとおりです。

(単位:千円)

事業／サービス種別・項目	第7期計画(実績値)			第8期計画(見込値)			中長期見込	
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) (見込値)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
1. 介護予防・日常生活支援総合事業	9,443	11,731	12,889	13,825	13,882	13,824	14,086	12,919
訪問介護相当サービス	474	1,359	1,421	1,421	1,421	1,421	1,387	1,131
通所介護相当サービス	4,048	5,544	5,799	5,799	5,834	5,799	5,658	4,614
通所型サービスC	2,202	2,116	2,262	1,630	1,630	1,630	1,700	1,700
介護予防ケアマネジメント	368	556	608	627	649	627	677	701
介護予防把握事業	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	2,176	2,046	2,415	3,963	3,963	3,963	4,237	4,331
地域介護予防活動支援事業	161	87	364	364	364	364	405	419
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	13	22	20	20	20	20	22	23
2. 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	2,960	13,768	12,248	12,394	12,394	12,394	15,016	12,780
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	2,738	13,566	12,048	12,048	12,048	12,048	14,531	12,367
任意事業	222	202	200	346	346	346	486	413
3. 包括的支援事業 (社会保障充実分)	2,750	3,550	3,694	4,606	4,606	4,606	3,530	3,530
在宅医療・介護連携推進事業	0	834	930	730	730	730	730	730
生活支援体制整備事業	2,400	2,400	2,400	3,400	3,400	3,400	2,400	2,400
認知症初期集中支援推進事業	300	300	300	300	300	300	300	300
認知症地域支援・ケア向上事業	50	16	44	120	120	120	44	44
認知症サポート活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	0	0	20	56	56	56	56	56
地域支援事業費計	15,153	29,049	28,832	30,825	30,882	30,824	32,632	29,229

※給付費は年度間累計の金額。千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

### (3) 総費用額の見込み

- 介護保険事業を運営するために必要となる費用は、予防給付費、介護給付費、地域支援事業に要する費用から構成されます。
- 第8期計画の3年間における介護保険事業の事業費の見込みは、次のとおりです。

#### ■総事業費の見込み

(単位:千円)

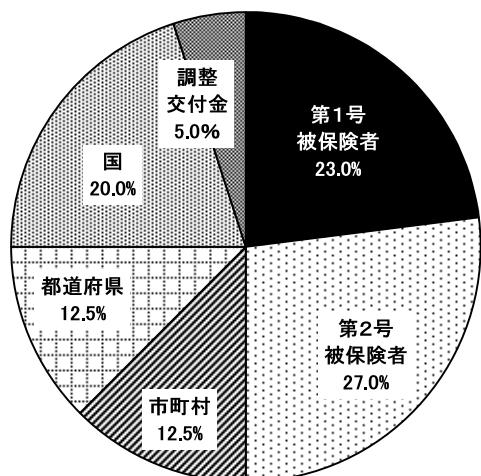
	合計	第8期計画			中長期見込	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
標準給付費見込額 (A)	1,253,553	415,133	416,759	421,661	429,374	459,045
総給付費	1,191,634	394,121	396,079	401,434	409,056	435,076
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	39,942	13,745	13,244	12,954	13,012	15,353
特定入所者介護サービス費等給付額	46,803	15,438	15,857	15,508	15,578	18,372
特定入所者介護サービス費等の 見直しに伴う財政影響額	6,860	1,693	2,613	2,554	2,565	3,019
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	18,366	6,077	6,213	6,076	6,104	7,199
高額介護サービス費等給付額	18,590	6,132	6,298	6,160	6,187	7,297
高額介護サービス費等の見直しに伴う 財政影響額	224	55	85	83	84	99
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,817	929	954	933	938	1,106
算定対象審査支払手数料	794	262	269	263	264	312
地域支援事業費(B)	92,531	30,825	30,882	30,824	32,632	29,229
介護予防・日常生活支援総合事業費	41,531	13,825	13,882	13,824	14,086	12,919
包括的支援事業(地域包括支援センター の運営)及び任意事業費	37,183	12,394	12,394	12,394	15,016	12,780
包括的支援事業(社会保障充実分)	13,818	4,606	4,606	4,606	3,530	3,530
市町村特別給付費等(C)	0	0	0	0	0	0
合計(A+B+C)	1,346,085	445,958	447,641	452,485	462,006	488,274
第1号被保険者負担分相当額	309,599	102,570	102,958	104,072	108,109	130,858
保険料収納必要額 (※調整交付金、介護給付費準備基金取崩額を考慮して算出)	314,098					
予定保険料収納率	98.50%					

※千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

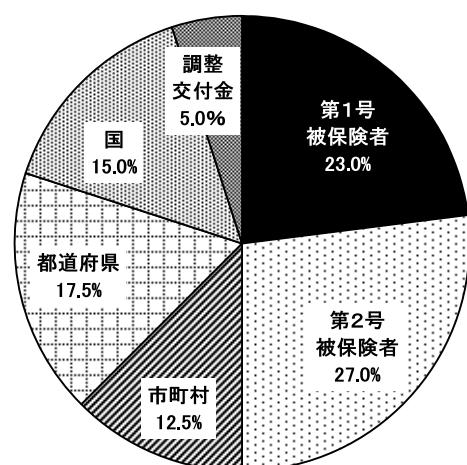


- ・介護サービス・介護予防サービス等を利用する場合、費用の1割又は2割、3割が利用者の自己負担となり、残りの9割～7割が保険から給付されます。
- ・保険から給付される事業費の財源は、第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料、国・都道府県・市町村の負担金、国の調整交付金で賄われます。第1号保険料の負担割合は23%となります。
- ・地域支援事業については、実施する事業によって負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防事業の費用については居宅介護給付の負担割合と同じですが、包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者の負担はなく第1号被保険者と公費によって財源が構成されています。

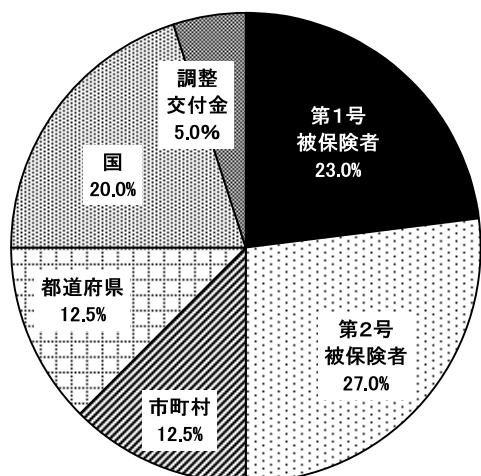
■標準給付費（居宅サービス）



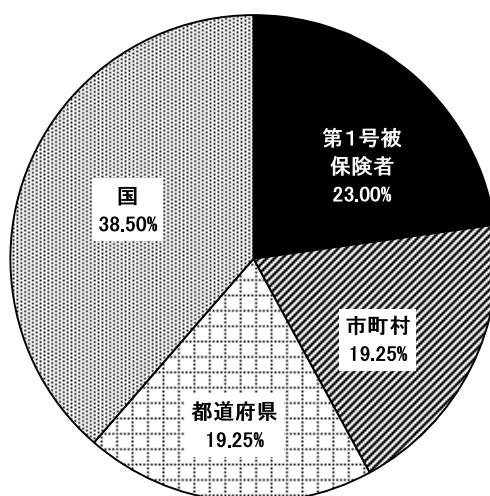
■標準給付費（施設サービス）



■地域支援事業費  
(介護予防・日常生活支援総合事業)



■地域支援事業費  
(包括的支援事業、任意事業)



## 1 – 2 第1号被保険者の保険料の設定

---

### ①介護保険準備基金取崩しによる負担軽減策

給付の予想を上回る伸びなどで保険財政の不足については、県に設置された「財政安定化基金」から資金の貸付・交付を受けることになっています。

介護保険制度では、安定的な保険運営を図るため、「介護給付費準備基金」が設けられています。この基金は、3年間の事業年度での財源を安定させるため、初年度に剩余される保険料を基金として積み立て、計画最終年度に不足が生じた場合に充てるものです。一方、計画最終年度において基金剩余金が生じた場合は、この基金を活用し次期保険料算定で繰り入れることで、保険料を低く設定することができます。

## ②保険料段階の設定

第1号被保険者の基準額（月額）を\_\_\_\_\_円とします。

国の基準に合わせて所得段階を9段階で保険料設定をします。

### ■第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	所得等の条件	保険料	
		料率	月額 (年額)
第1段階	生活保護受給者又は世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下	0.30	
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え120万円以下	0.50
		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える	0.70
第4段階	本人が市町村民税非課税、かつ同一世帯に市町村民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下	0.90
第5段階 (基準額)		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超える	1.00
第6段階	本人が市町村民税課税	合計所得金額が120万円未満	1.20
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50
第9段階		合計所得金額が320万円以上	1.70

(注)合計所得金額について

・第1段階から第5段階については、年金収入に係る所得を控除した額。

・土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額。

